

目 次

| | |
|------------------------------|-----------|
| 第1章 基本的事項 | 1 |
| 1. 計画改定の背景 | 1 |
| 2. 計画の役割 | 3 |
| 3. 計画の位置づけ | 4 |
| 4. 計画の期間 | 4 |
| 5. 計画の実施主体 | 5 |
| 第2章 近年の環境をめぐる動向 | 6 |
| 1. S D G s (持続可能な開発目標) | 6 |
| 2. パリ協定 (気候変動・地球温暖化対策) | 7 |
| 3. ネイチャー・ポジティブ (自然再興) | 8 |
| 4. 循環経済 (サーキュラーエコノミー) | 9 |
| 5. 地域循環共生圏 (自立・分散型社会) | 10 |
| 第3章 南三陸町の環境の現状 | 11 |
| 1. 環境の現状 | 11 |
| 2. 前回計画の検証 | 25 |
| 第4章 南三陸町の環境の課題 | 31 |
| 1. 自然環境 | 31 |
| 2. 生活環境 | 32 |
| 3. 循環と脱炭素 | 33 |
| 4. 協働と学習 | 34 |
| 第5章 目指すべき環境像 | 35 |
| 1. 目指すべき環境像 | 35 |
| 2. 基本目標 | 36 |
| 第6章 施策の展開 | 39 |
| 1. 施策の体系 | 39 |
| 2. 基本施策 | 40 |
| 2-1 豊かな自然共生を実感できるまち | 40 |
| 2-2 安全で安心して暮らせるまち | 51 |
| 2-3 循環と脱炭素を目指すまち | 58 |
| 2-4 協働と学びが生まれるまち | 65 |
| 3. 重点プロジェクト | 72 |
| 3-1 ネイチャー・ポジティブの推進 | 72 |
| 3-2 循環型社会の推進 | 77 |
| 第7章 計画の進行管理 | 79 |
| 資料編 | 80 |

第1章 基本的事項

1. 計画改定の背景

1-1 復興後の新たなステージ

南三陸町（以下「本町」という）では、平成17（2005）年に制定した南三陸町環境基本条例第8条に基づいて、平成22（2010）年に最初の環境基本計画を策定しましたが、平成23（2011）年の東日本大震災により甚大な被害を受け、以後、震災復興事業を最優先とするなかで、平成28（2016）年に環境基本計画を改定しました。

この計画では、震災からの復興が着実に進むなかで、海や山、川等の自然環境を守りつつ、町民が誇れる南三陸町を創り、次世代の子どもたちに届けたいという願いを込めて、目指すべき環境像「創ろう未来の子どもたちへの贈物」を掲げ、町の環境施策を推進してきました。

本町では、令和4（2022）年度に震災復興事業がすべて完了するとともに、令和6（2024）年には、復興後の新たなステージにおける指針となる南三陸町第3次総合計画を策定しました。

第3次総合計画は、「ひと森里海いのちめぐるまち南三陸」を将来像として、人の繋がりや自然の恵みを大切にする新たなまちづくりを推進するために各種施策を展開していくものです。環境についても資源循環型社会形成の推進や脱炭素化の推進、河川・海域環境や森林環境の保全等の基本事業を明記しており、更にSDGs^{※1}や脱炭素社会^{※2}、ネイチャーポジティブ^{※3}への対応が今後のまちづくりにおいても急務としています。

このように、本町のまちづくりは復興後の新たなステージに入り、環境政策においても、国内外の環境対策を踏まえ、震災後の環境課題に対応した施策を推進していくため、このたび、令和7年度で計画期間を終えた前計画を改定することとしました。

南三陸町環境基本条例（平成17（2005）年10月1日、条例第118号）

（環境基本計画）

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、南三陸町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的な施策の方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

※1 「SDGs」：Sustainable Development Goalsの略。貧困、不平等・格差、気候変動による影響等、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された、世界の共通目標のこと。

※2 「脱炭素社会」：地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素(CO₂)について、実質的な排出量ゼロを達成している社会。

※3 「ネイチャーポジティブ」：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。（自然再興）

1-2 ネイチャーポジティブ宣言

佐藤仁町長は、令和7（2025）年10月4日に開催された南三陸町合併20周年記念式典において、「ネイチャーポジティブ宣言」を発表しました。

宣言は、「自然との共生」を合言葉に、東日本大震災からの復興を成し遂げ、いのちの森、ぬくもりの里山、豊穣の海からなる豊かで貴重な自然を後世に引き継いでいく覚悟を示すものです。

今後は「ネイチャーポジティブ自治体※」を目指します。

ネイチャーポジティブ宣言

今日も、私たちの目の前に、母なる海は輝いています。2011年3月11日、その海は容赦なく牙を剥きました。東日本大震災の大津波が、多くの尊い人命と、何代にも渡って築かれてきたかけがえのない財産を奪い去った後、この町に残っていたのは、何事もなかったかのようにみずみずしく息づく森・里・海の豊かな自然でした。あの日から、新たな「自然との共生」に向けた、私たちの挑戦がスタートしました。

2015年、私たちの町の林業者たちは、宮城県で初めてとなるFSC国際認証を取得しました。北からの海流、親潮の上を渡って吹き寄せる「やませ」は、海のミネラルをたっぷりと含んだ霧となって、南三陸の山々を潤し、良質な杉を育みます。海と山が密接に関わり合い循環する豊かな自然の営みを、子や孫の世代につないでいく「いのちの森」を守るチャレンジが始まったのです。

古くから住民たちが守ってきた里山では、生物多様性が保全されてきました。FSC認証林をはじめとする森林には、針葉樹と広葉樹、高木層から低木層までの様々な木々が繁茂し、清らかなせせらぎが潤す山間の地では多様な動植物が生息し、人々が暮らし耕すことで美しい里地里山が維持されています。このような南三陸町の「ぬくもりの里山」は、2024年、自然共生サイトに認定されました。

分水嶺で囲まれた私たちの町。山々に降った雨は、森の地中へ、川へと浸み出し、やがて志津川湾に注ぎます。その水は栄養分をたっぷりと含み、海の生き物たちを育みます。この豊かな海を未来に引き継いでいくため、漁業者たちは2016年、日本初のASC国際認証を取得しました。これにより、南三陸町は、海と山の二つの国際認証を取得した世界で唯一の自治体となりました。また、志津川湾は、冷たい海に根付く「マコンブ」と暖かい海に揺れる「アラメ」の森が共存する貴重な環境を有しています。220種類以上の海藻・海草が確認される世界でも珍しいこの海は、海の生き物たちのゆりかごであるとともに、希少な水鳥の越冬地なのです。

2018年、志津川湾は、国際的に重要な湿地のリストに登録され、海藻の森として国内で初めてのラムサール条約登録湿地となりました。暖流と寒流が混ざり合い、多様な生き物が生息する独特の海洋環境をもつ「豊穣の海」を次世代につなぐチャレンジは続いています。

未曾有の大災害からの復興に取り組んできた14年間、私たちは、新たな時代の「自然との共生」という共通のビジョンを胸に、官民一体となって歩んできました。一人ひとり、一つひとつの積み重ねにより、世界の先駆者たる「いのちめぐるまち南三陸」が実現されようとしています。

私たちは、この豊かで貴重な自然を後世に継承する責務があります。先人から受け継いだ「自然と共に生きる」知恵をつなぎ、生きとし生けるもののいのちを慈しみ、育み、失われつつある自然を再興しながら、未来の人々・世界に、豊かな自然を確実に引き継いでいかなければなりません。

私たちに恵みをもたらす自然環境を、これまで以上に持続可能なものとするため、企業・団体・町民が一体となり、ネイチャーポジティブの実現を目指すことをここに宣言いたします。

南三陸町長 佐藤 仁

※「ネイチャーポジティブ自治体」：地域の自然を活かしてネイチャーポジティブ（自然再興）な地域づくりを推進する自治体に対して、（公財）日本自然保護協会が認証します。

2. 計画の役割

環境の分野は、自然環境や生活環境、地球温暖化等多岐にわたり、更に都市計画や産業、教育等の環境以外の分野とも深く関わっています。そのため、環境への取り組みの考え方や手法について、行政内で共通の認識を持って施策を推進していく必要があります、同じように、町民・事業者も共通の認識を持って取り組みを進めていく必要があります。

こうした多岐にわたる分野への取り組みや認識を計画書として束ね、町、町民、事業者が役割分担しながら、町の環境の保全及び創造を実現するための道筋を明記したのが環境基本計画です。

環境基本計画の根拠となる南三陸町環境基本条例は、「町民が健康で文化的な生活ができる、人と自然が共に生き続けることができる良好な環境を創造し、次の世代に引き継いで行くこと」を目的としています。

そのため、環境基本計画は、本条例の第3条に示された基本理念を実現すべく、第7条の基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定されるものです。

南三陸町環境基本条例（平成17（2005）年10月1日、条例第118号）

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健康で明るく楽しく快適な生活を営むことができるよう、人と自然が共生できるふるさとを構築し、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球の資源は限りあるものとの考えに立ち、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。

（基本方針）

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壤等の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 生物の多様性の確保を図るとともに、海域、河川、水辺、森林、農地等における多様な自然環境を保全すること。

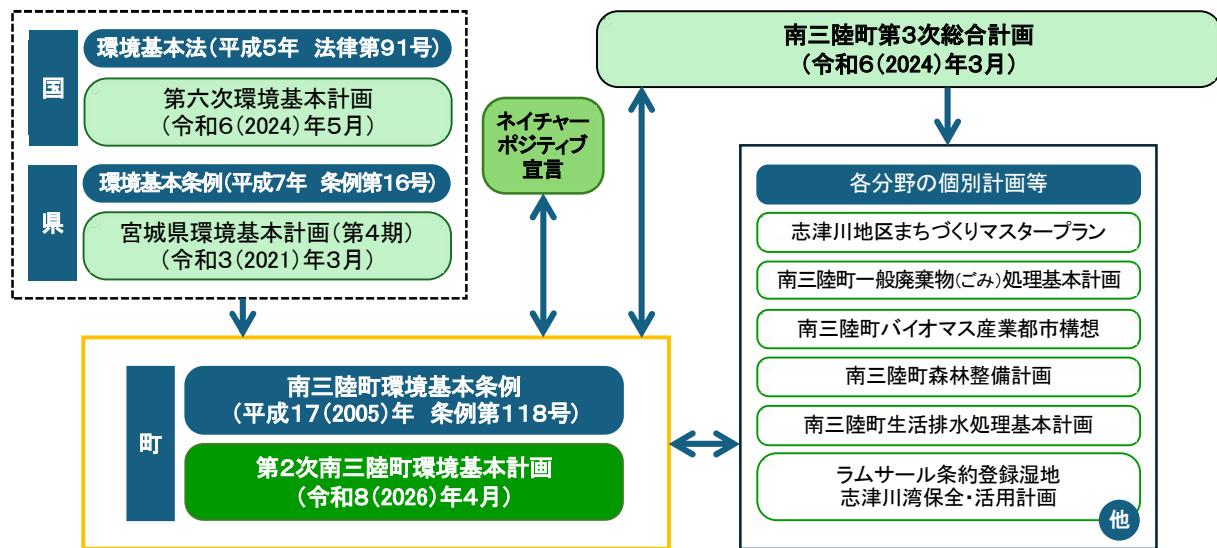
(3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境を創造すること。

(4) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進し、地球環境保全に関する国際的取組への貢献に努めること。

3. 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である総合計画が目指すまちの将来像「ひと森里海いのちめぐるまち南三陸」を環境面から実現するため、総合計画と整合を図りながら策定するものです。

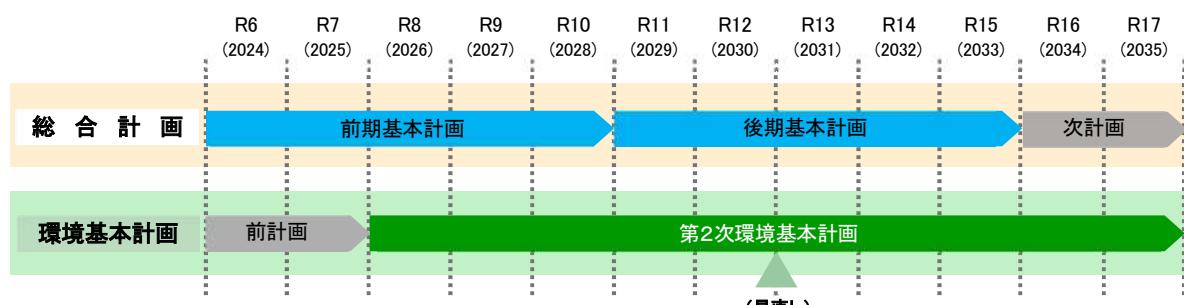
また、国の法律や宮城県の条例、国の環境基本計画等の上位計画に示された方向性とも整合性を図った計画となっています。



4. 計画の期間

本計画の目標年度は令和 17 (2035) 年度とし、計画期間は、令和 8 (2026) 年度から令和 17 (2035) 年度までの 10 年間とします。

なお、社会情勢や環境問題をめぐる動向、計画の進捗状況、及び上位計画である総合計画の改定状況等を踏まえ、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。



5. 計画の実施主体

環境は町民の日常生活や事業者の活動等と密接に関係しており、行政の取り組みだけでは多様な環境問題を解決することは困難となっています。

そのため、目指すべき環境像や環境政策の方向性を共有し、町のみならず、事業者や町民が一体となって環境に関わる施策を推進していく必要があります。

南三陸町環境基本条例においても、「町、事業者及び町民すべての者の協働によって、豊かで恵まれた自然環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する」としております、それぞれの責務を定めています。

以上を踏まえ、本計画の実施主体は町、事業者、町民とします。そして、それぞれが責務を果たすため、本計画では町が取り組む基本施策、個別事業を定めるとともに、町民・事業者の取り組み方針を定めています。

町の責務

町は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、その施策を実施するに当たっては、環境への影響を配慮し、環境の保全及び創造に努めなければならない。(条例第4条)

事業者の責務

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境汚染の防止並びに環境の保全及び創造に自ら積極的に努め、町の環境施策の推進に積極的に協力しなければならない。(条例第5条)

町民の責務

町民は、地域の特性を生かした環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活活動が環境を損なうことがないよう努めるとともに、町の環境施策の推進に積極的に参画し協力しなければならない。(条例第6条)

各主体の取り組み方針

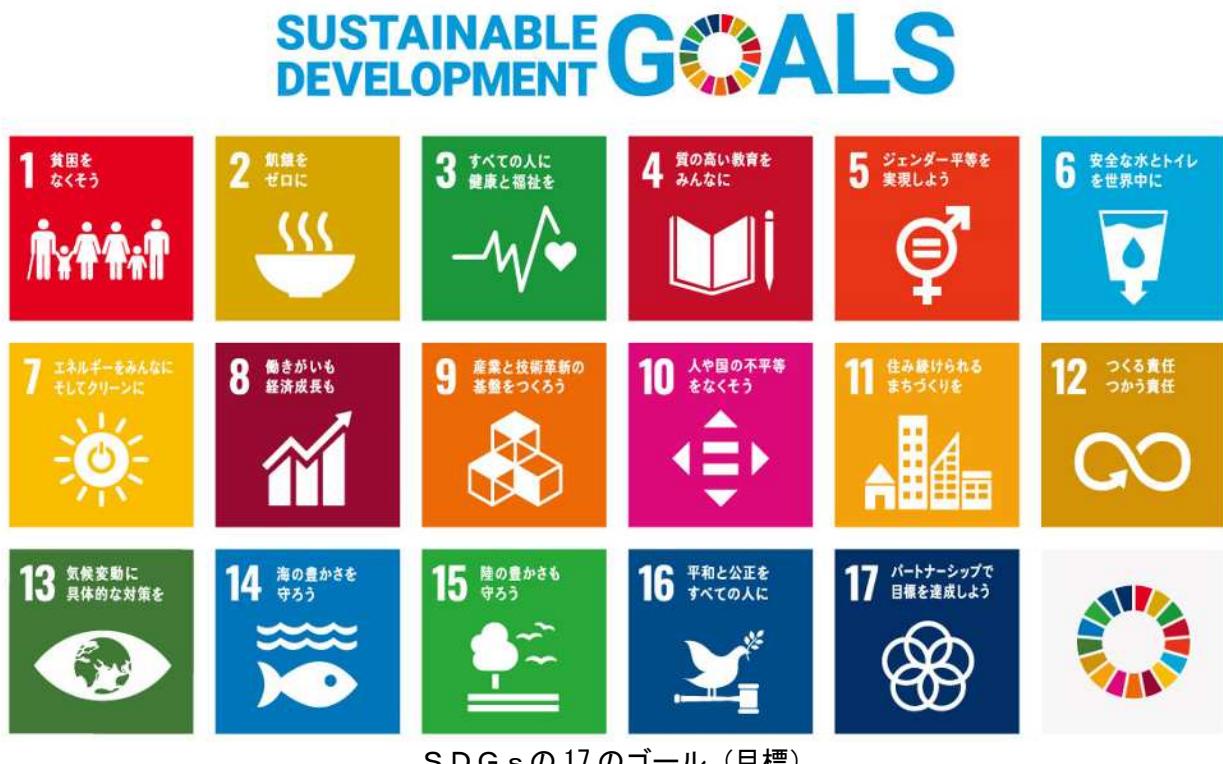
第2章 近年の環境をめぐる動向

環境に関する国際的な動向を振り返ると、昭和47（1972）年にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、「人間環境宣言」※1が採択されてから50年以上が経過し、平成4（1992）年にリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットにおいて、「環境と開発に関するリオ宣言」※2が採択されてから30年以上が経過した今日、地球規模の環境問題は、地球温暖化や生物多様性の損失等の課題が山積しています。

これらの環境問題を解決するためには、世界各国が協力していくことが不可欠です。以下に、近年の環境をめぐる国際社会や国内の動向を整理しました。

1. SDGs（持続可能な開発目標）

平成27（2015）年9月に開催された国連サミットで、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際社会共通の目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中核となるのがSDGs（持続可能な開発目標）で、すべての先進国・途上国が協力して、不平等や格差のない、経済・社会・環境が調和した持続可能な社会を実現するため、17のゴール（目標）を掲げています。

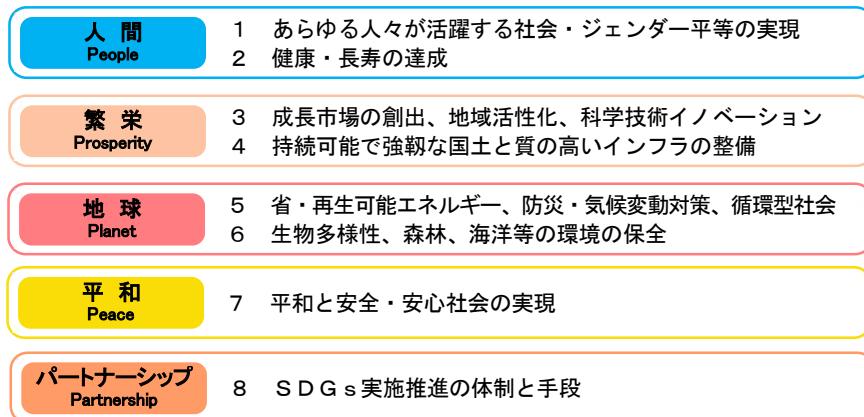


※1 「人間環境宣言」：人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし、導くために共通の見解と原則が必要であるとして、環境保全に関する諸原則について示した宣言。前文7項目及び原則26項目で構成されています。

※2 「環境と開発に関するリオ宣言」：環境と開発に関する国際的な原則を確立するための宣言。前文及び27の原則から構成され、持続可能な開発に関する人類の権利、自然との調和、現在と将来の世代に公平な開発、グローバルパートナーシップの実現等を規定しています。この宣言を確実に履行するために「アジェンダ21」、「気候変動枠組条約」、「生物多様性条約」、「森林原則声明」が採択されました。

これらのゴール（目標）は、地球環境の持続可能性に対する危機を示すとともに、人類が解決すべき課題のリストになっています。

わが国では、平成 28（2016）年5月に「SDGs推進本部」を設置し、同年12月に今後の日本の取り組みの指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。指針では、SDGsの17のゴールを日本の文脈に即して再構成した8つの優先課題と主要原則が示されました。



出典：持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取り組み（外務省国際協力局）

8つの優先課題

その後、令和5（2023）年12月の改定指針では、5つの重点事項（①持続的な経済・社会システムの構築、②「誰一人取り残さない」包摂社会の実現、③地球規模課題への取り組み強化、④国際社会との連携・協働、⑤平和の持続と持続可能な開発の一体的推進）が示されました。

2. パリ協定（気候変動・地球温暖化対策）

平成27（2015）年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、「パリ協定」が採択されました。協定では、産業革命前からの地球の平均気温の上昇を2℃より低く抑えるとともに、1.5℃に抑える努力（1.5℃目標）を追求すること等が設定されました。また、すべての締約国が温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献（NDC）」として5年毎に提出・更新する義務があり、その目標は従前の目標からの前進を示すことが規定されました。そのほか、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）としても、気候変動による影響は避けられないため、その影響への適応に関する世界全体の目標設定及び各国の適応計画作成過程と行動の実施等が盛り込まれました。

こうした情勢を踏まえ、わが国は令和2（2020）年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、令和3（2021）年3月に地球温暖化対策推進法を改正し、令和38（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年ネット・ゼロ^{※3}の実現を目指すことを基本理念として法定化しました。

※3 「ネット・ゼロ」：温室効果ガスが排出される量と吸収・固定される量の差し引きがゼロになること。近年、国の「環境基本計画」や「環境・循環型社会・生物多様性白書」等で多用される用語で、国は、次のように解説しています。『令和2（2020）年10月の「2050年カーボンニュートラル宣言」以降、カーボンニュートラルや脱炭素という用語を用いてきた。一方、G7広島サミットの成果文書にあるように、国際的な文脈においては、ネット・ゼロと表現することが一般的であることを踏まえ、本計画においては、固有名詞等の場合を除き、原則「ネット・ゼロ」を用いる。いずれも基本的な意味は同じと認識される。』（令和7（2025）年2月、地球温暖化対策計画）

令和3（2021）年10月には、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、更に、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」と閣議決定しました。その後、令和7（2025）年2月には、「1.5°C目標」と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた野心的な目標として、「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」とした「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

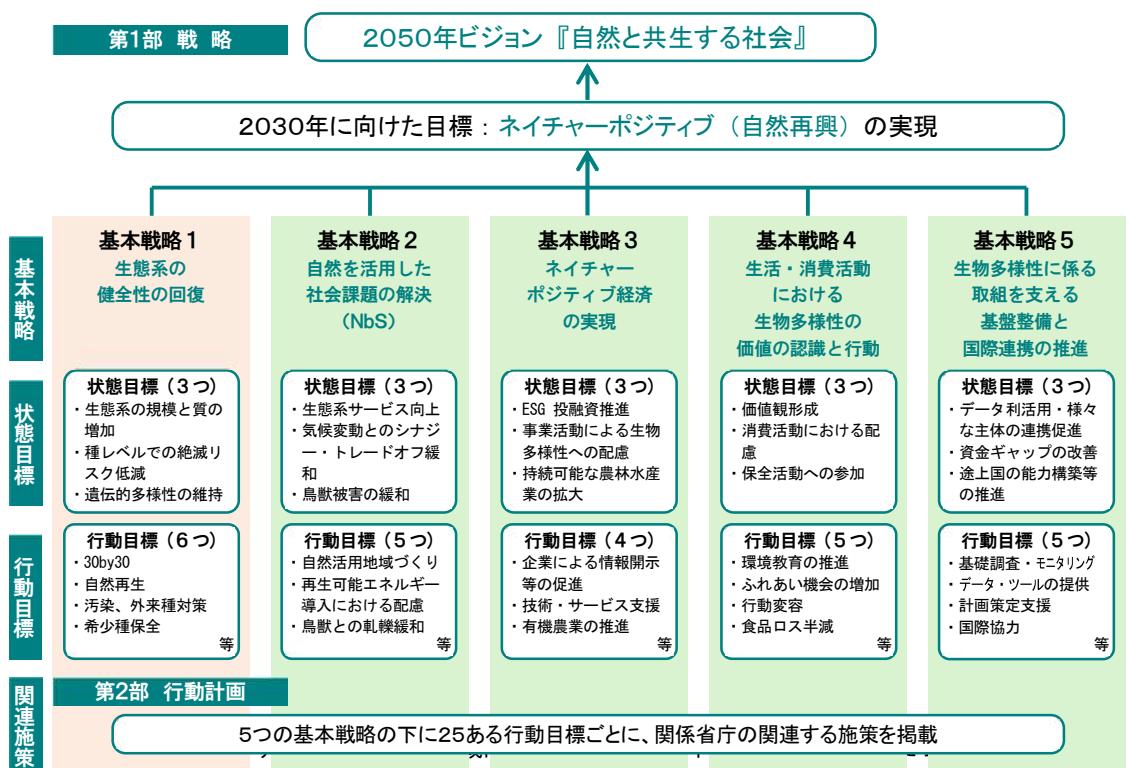
こうした目標の前進は、パリ協定で規定された「国が決定する貢献（NDC）」の更新義務と、2050年ネット・ゼロの達成には不可欠なものとなっています。

3. ネイチャー・ポジティブ（自然再興）

ネイチャー・ポジティブ（自然再興）とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことです。これは、いわゆる従来の自然保護だけを行うものではなく、気候変動対策や資源循環等の様々な分野の施策と連携して社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方であり、生物多様性の損失を止めることから一歩前進させ、損失を止めるだけではなく回復に転じさせるという強い決意が込められています。

令和4（2022）年の生物多様性条約第15回締約国会議では、世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。自然と共生する世界を令和32（2050）年までに実現するため、ネイチャー・ポジティブを令和12（2030）年までのミッションとして掲げています。

わが国では、平成7（1995）年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、令和5（2023）年に閣議決定された第六次戦略である「生物多様性国家戦略2023-2030」では、「2030年ネイチャー・ポジティブ」を達成するための5つの基本戦略を掲げています。



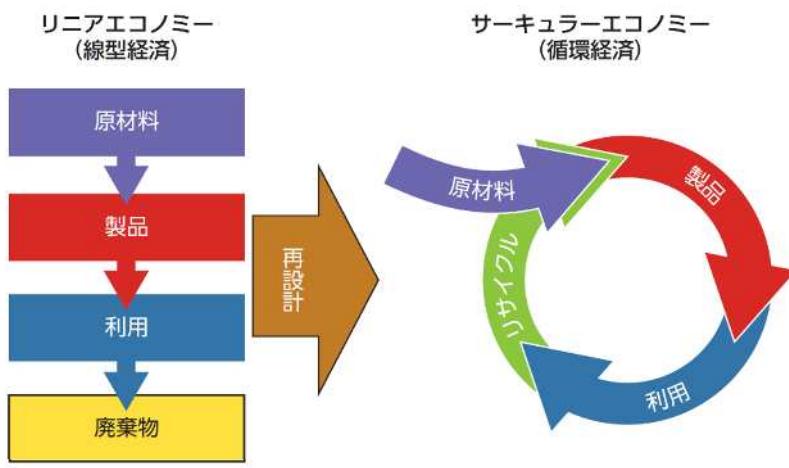
ここでは、生物多様性損失と気候危機の2つの危機への統合的対応や、令和12（2030）年までに陸域と海域の30%以上を保全・保護する「30by30目標」等、健全な生態系の確保や自然の恵みの維持回復、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進等を進めることとしています。

こうした中、公益財団法人日本自然保護協会は環境省等と連携しながら「ネイチャーポジティブ自治体認証制度」を推進しています。本認証制度は、地域の自然を活かしてネイチャーポジティブな地域づくりを推進する自治体を日本自然保護協会が認証する制度です。市町村が策定する生物多様性地域戦略や環境基本計画等の生物多様性保全に関する計画を対象として、認証基準に基づいて認証しています。また、認証の取得に向けた、生物多様性の現状評価や目標・施策の検討、認証後の施策の実施・モニタリング・評価を、日本自然保護協会が支援しています。

4. 循環経済（サーキュラーエコノミー）

使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊等、様々な環境問題にも密接に関係しています。

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取り組みを一段と強化するためには、従来の延長線上の取り組みを強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要です。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵となります。



資料:オランダ政府「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」より環境省作成

出典:令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（2025年6月、環境省）

線形経済から循環経済へ

わが国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、第五次循環型社会形成推進基本計画が令和6（2024）年に閣議決定されました。循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、以下の5つの重要な方向性を掲げています。

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

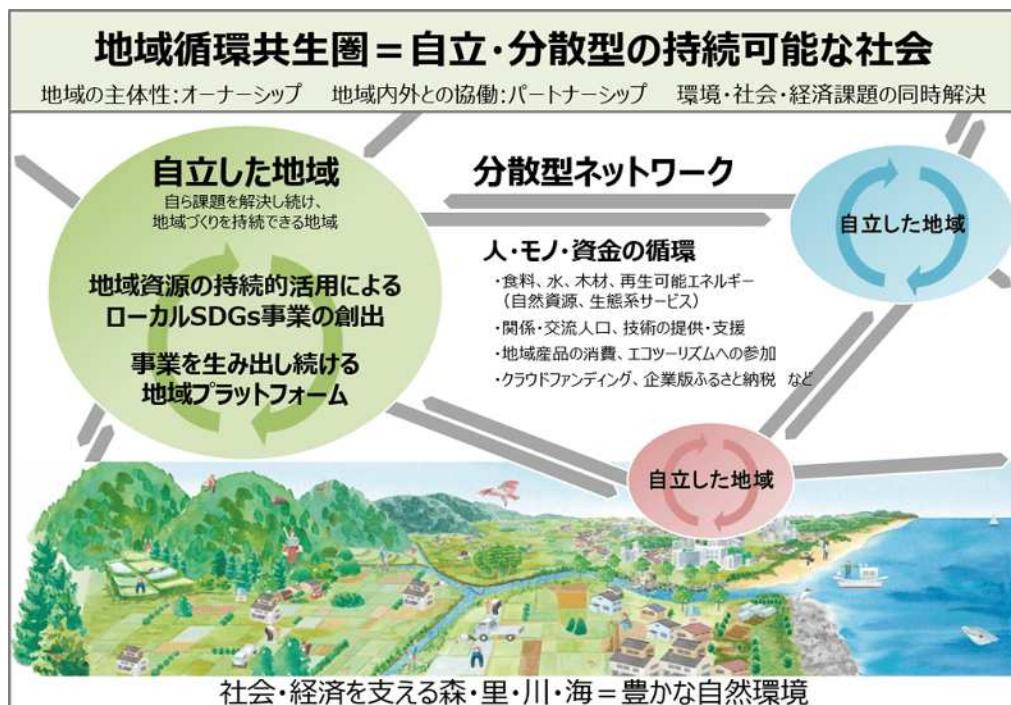
5. 地域循環共生圏（自立・分散型社会）

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である必要があります。

地域循環共生圏は、国の第五次環境基本計画（平成 30（2018）年 4 月閣議決定）にはじめて位置づけられた概念です。地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域の課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を主体として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となります。

地域循環共生圏は、第六次環境基本計画（令和 6（2024）年 5 月閣議決定）において、同計画の中心概念である「ウェルビーイング／高い生活の質」※4 の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場としても位置づけられました。



出典：環境省ローカルSDGs 地域循環共生圏（環境省ホームページ）

地域循環共生圏のイメージ

※4 「ウェルビーイング／高い生活の質」：身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。第六次環境基本計画では、「環境の保全を通じて、現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」を最上位の目的としており、この目的を略して「ウェルビーイング／高い生活の質」と表現しています。

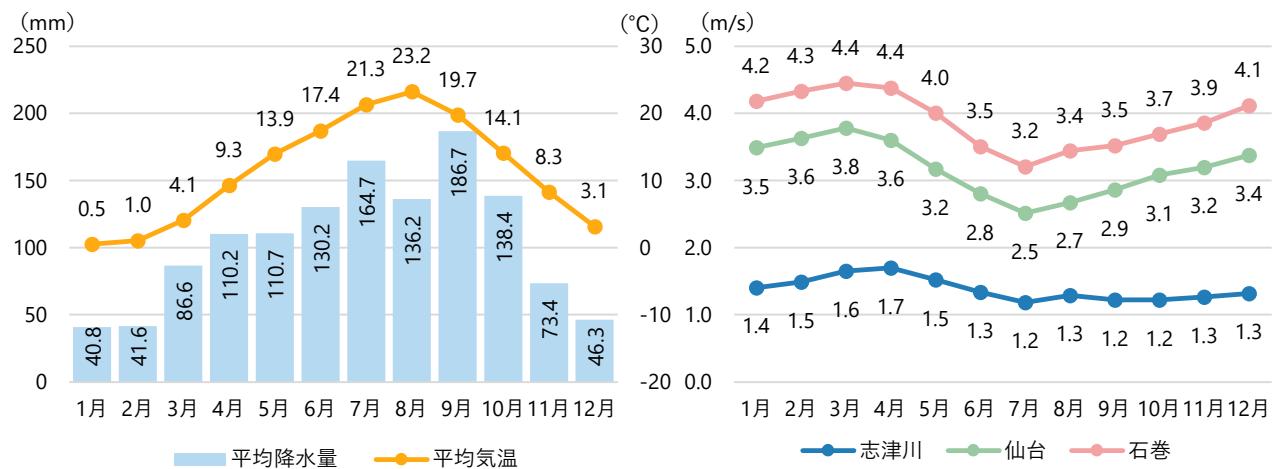
第3章 南三陸町の環境の現状

1. 環境の現状

1-1 自然環境

(1) 気候

志津川地域気象観測所における平均気温の平均値（昭和 56（1981）年～令和 6（2024）年）は、1月が最も低く 0.5°C、8月が最も高く 23.2°C となります。降水量の平均値は、梅雨期と秋雨期に多くなり、秋雨期の9月に 186.7mm と最も多くなります。平均風速の年間平均値は 1.4m/s となっており、他地点の主要な観測所より小さい値となっています。



降水量及び平均気温の平均値（志津川気象観測所）

出典：過去の気象データ検索（気象庁）

平均風速の年平均値

(2) 地象

本町は、北部から西部、南部にわたり、田東山、神行堂山、惣内山等から構成される北上山地の支脈により馬てい形に囲まれています。このような地形のため、降り注ぐほぼすべての雨は山から川を伝って志津川湾に流れ込んでいます。この豊かな山・川・海の循環が、古くから漁業が発展してきた背景の一つでもあります。

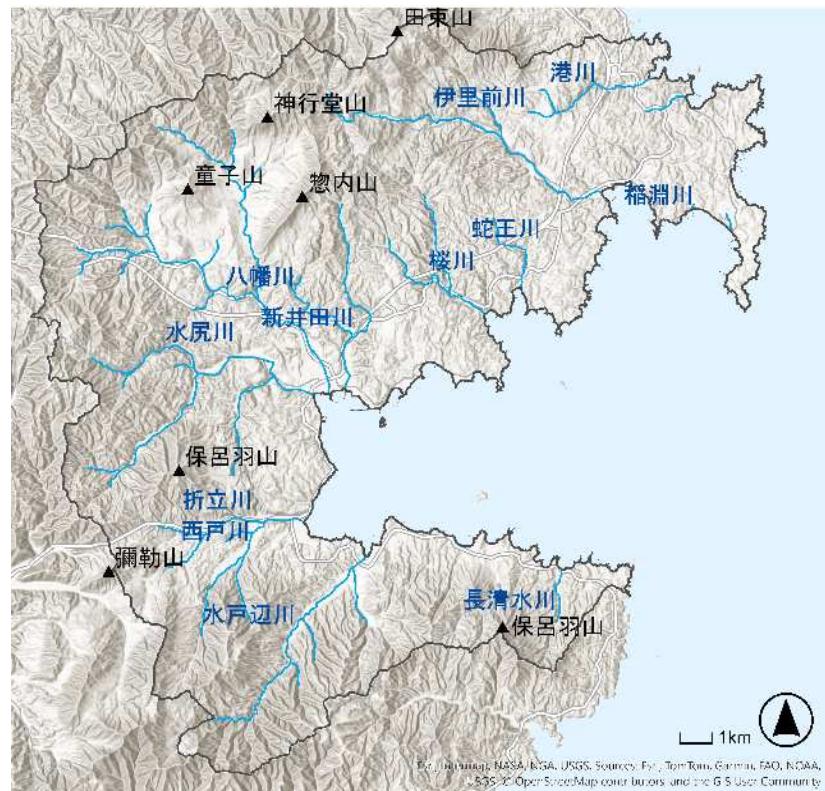
海岸には丘陵地が間近に迫り、台地や段丘は海岸線に接し、総延長 73km に及ぶ海岸線はリアス式海岸特有の数多くの屈曲を描き、複雑な入り江や、豪壮な岩壁、奇怪な岩礁等、その景観は特筆されるべきものであり、観光資源となっています。

低い土地は河川に沿って見られる程度で、八幡川や水尻川、折立川、水戸辺川等の中・下流域に山間から運ばれた土砂が堆積され形成されています。

(3) 水象

本町の海岸線の多くは志津川湾に面し、町北東部で太平洋に面しています。

河川の水源はすべて町内にあり、町北部から西部、南部にかけて連なる山地や丘陵地から発します。本町を代表する河川は、八幡川（延長5,500m）、水尻川（延長3,400m）、折立川（延長2,800m）、西戸川（延長1,700m）、水戸辺川（延長3,124m）、新井田川（延長2,100m）、桜川（延長2,185m）、長清水川（延長1,324m）、伊里前川（延長7,800m）、港川（延長2,500m）、稻淵川（延長200m）の11の二級河川と蛇王川等の普通河川があります。



出典：国土数値情報「河川データ」（国土交通省） 背景図：OpenStreetMap

主要な水象と山

(4) 自然景觀

志津川湾は、平成30（2018）年（前回計画策定から2年後）にラムサール条約（正式名称：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録され、ラムサール条約湿地となりました。



志津川湾と椿島



背景図 : OpenStreetMap

主な自然資源の状況

このほか、次のような天然記念物が指定されています。

主な天然記念物の一覧

| 椿島暖地性植物群落 | 歌津館崎の魚竜化石産地及び魚竜化石 | 志津川の太郎坊の杉 |
|---|---|---|
|  |  |  |
| 皿貝のモノティス化石産地 | 志津川湾のヤマセミ | 志津川湾のイソヒヨドリ |
|  |  |  |
| 千本桂 | 泊浜のモクゲンジ | アスナロ |
|  |  |  |
| 大滝の杉 | 田東山ツツジ園 | 志津川湾のミヤマシキミ |
|  |  |  |

出典：南三陸町内の指定文化財（南三陸町ホームページ）

町のシンボルとなる動植物は以下の通りです。

町のシンボルとなる動植物の一覧

| ツツジ（町花） | タブノキ（町木） |
|---|--|
|  |  |
| イヌワシ（町鳥、国の天然記念物） | マダコ（町の海のシンボル） |
|  |  |
| オオワシ（国の天然記念物） | コクガン（国の天然記念物） |
|  |  |

出典：南三陸町庁内資料

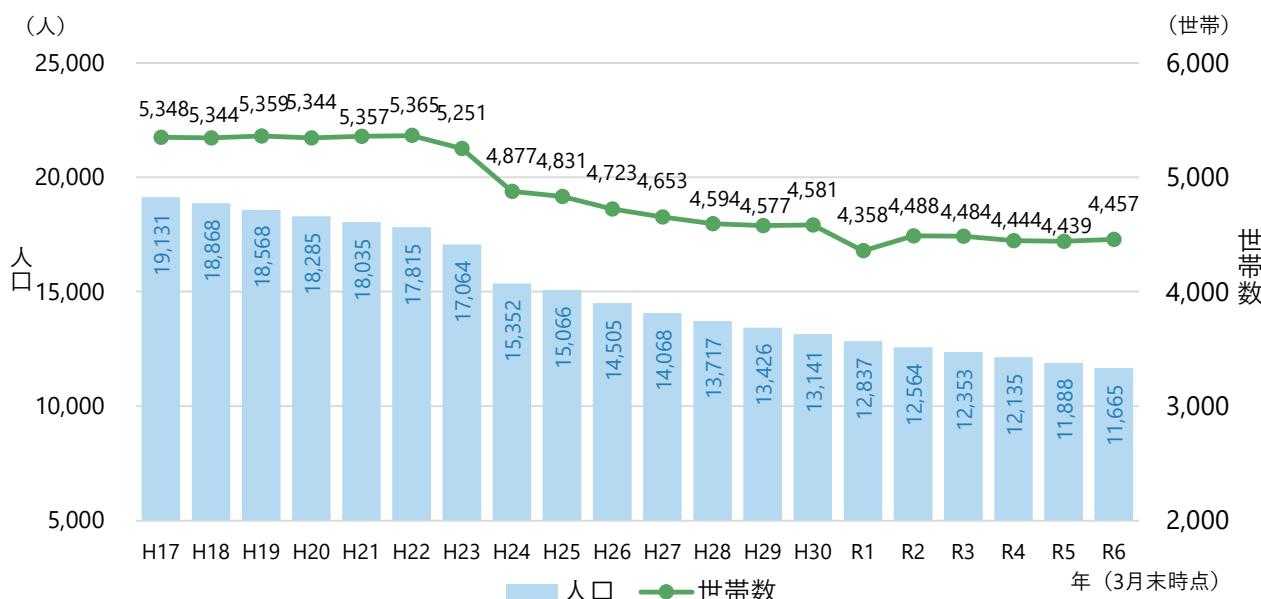
1-2 生活環境

(1) 人口

高度経済成長期の初期から都市部へ人口が流出したのをきっかけに、本町の人口は令和5（2023）年度に至るまで減少が続いている。更に、平成23（2011）年の東日本大震災の影響もあり、住民基本台帳による本町の人口は、11,665人（令和6（2024）年3月末日現在）まで減少しています。

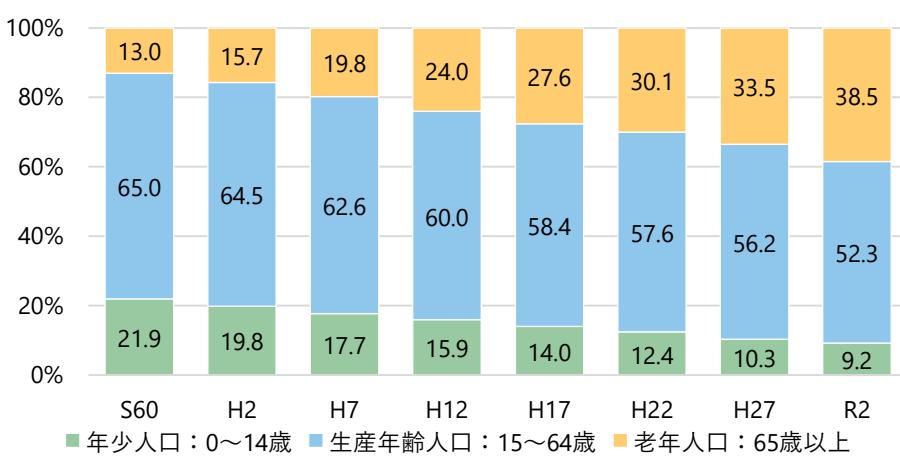
世帯数も同様に震災をきっかけに大きく減少しました。ただし、近年は4,400世帯前後で横ばいとなっています。

一方、昭和60（1985）年から令和2（2020）年までの年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口及び生産年齢人口の割合が86.9%から61.5%まで減少しているのに対して、老人人口の割合が13.0%から38.5%と大きく増加しており、少子高齢化の傾向が続いている。高齢化率が21%を超えると「超高齢社会」の段階に入ると言われており、本町は平成12（2000）年からすでに超高齢社会に突入していることになります。



出典：人口・世帯数（住民基本台帳）（南三陸町ホームページ）

人口と世帯数の推移

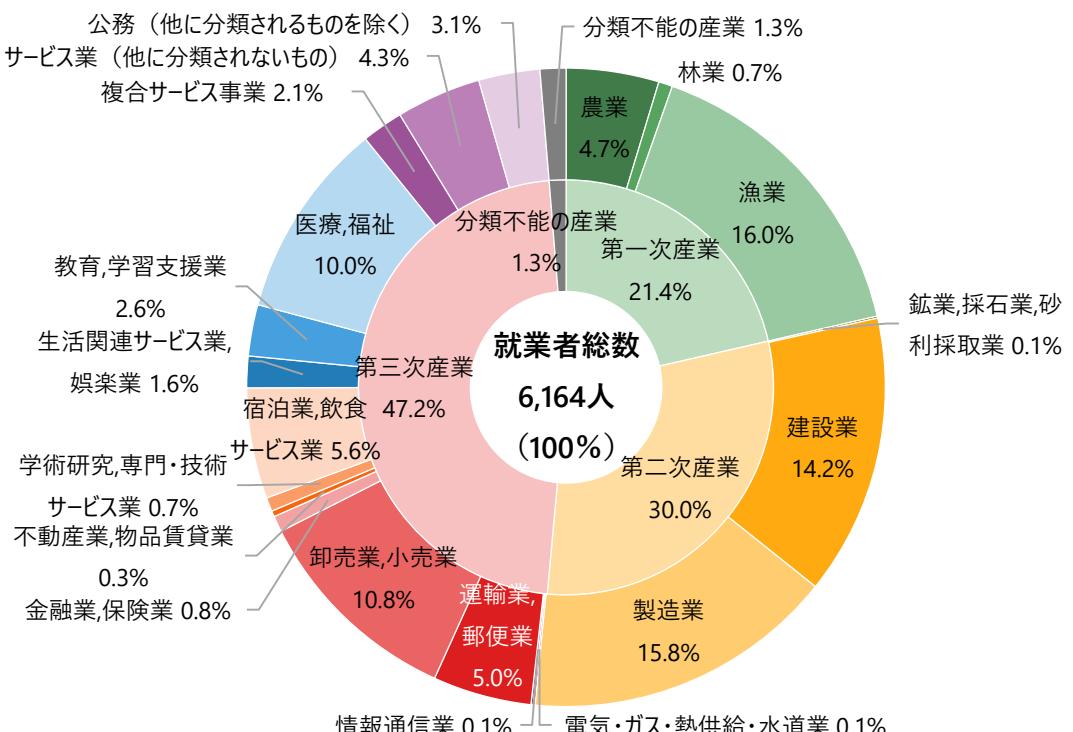


出典：国勢調査（各年10月1日現在、統計局）

年齢3区分別人口の割合

(2) 産業

最新の国勢調査（令和2（2020）年）によると、本町の就業者総数6,164人の産業別就業者数の割合は、第一次産業21.4%、第二次産業30.0%、第三次産業47.2%となり、サービス業を中心とした第三次産業の割合が高くなっています。しかし、本町では、伝統的に漁業が盛んであり、産業大分類で見ると「漁業」の割合が16.0%と最も高く、基幹産業であることが分かります。「漁業」に次いで割合が高いのは、「製造業」（15.8%）、「建設業」（14.2%）であり、近年、本町が力を入れている観光に関連する「宿泊業、飲食サービス業」は5.6%となっています。



出典：国勢調査（令和2（2020）年、統計局）

産業別就業者数の割合（15歳以上）

ただし、前回計画における最新データ（平成 22（2010）年度）と割合を比較してみると、基幹産業である「漁業」の就業者数の割合は減少しています。

一方で、就業者数の割合が増加した主な産業は、「建設業」「医療、福祉」となっています。

産業大分類による割合増減

| 産業 | H22（2010）年 | R2（2020）年 | 増減 |
|--------------------|------------|-----------|----------|
| 就業者総数 | 8,257 人 | 6,164 人 | -2,093 人 |
| 第一次産業 | 23.4% | 21.4% | -2.0% |
| 農業 | 5.4% | 4.7% | -0.7% |
| 林業 | 0.6% | 0.7% | 0.1% |
| 漁業 | 17.4% | 16.0% | -1.4% |
| 第二次産業 | 28.0% | 30.1% | 2.1% |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0.0% | 0.1% | 0.1% |
| 建設業 | 11.7% | 14.2% | 2.5% |
| 製造業 | 16.3% | 15.8% | -0.5% |
| 第三次産業 | 48.4% | 47.1% | -1.3% |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0.1% | 0.1% | 0.0% |
| 情報通信業 | 0.2% | 0.1% | -0.1% |
| 運輸業、郵便業 | 4.8% | 5.0% | 0.2% |
| 卸売業、小売業 | 13.6% | 10.8% | -2.8% |
| 金融業、保険業 | 0.7% | 0.8% | 0.1% |
| 不動産業、物品賃貸業 | 0.3% | 0.3% | 0.0% |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 0.7% | 0.7% | 0.0% |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 6.1% | 5.6% | -0.5% |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 2.5% | 1.6% | -0.9% |
| 教育、学習支援業 | 2.7% | 2.6% | -0.1% |
| 医療、福祉 | 8.6% | 10.0% | 1.4% |
| 複合サービス事業 | 1.8% | 2.1% | 0.3% |
| サービス業（他に分類されないもの）※ | 3.1% | 4.3% | 1.2% |
| 公務（他に分類されるものを除く） | 3.2% | 3.1% | -0.1% |
| 分類不能の産業 | 0.2% | 1.3% | 1.1% |

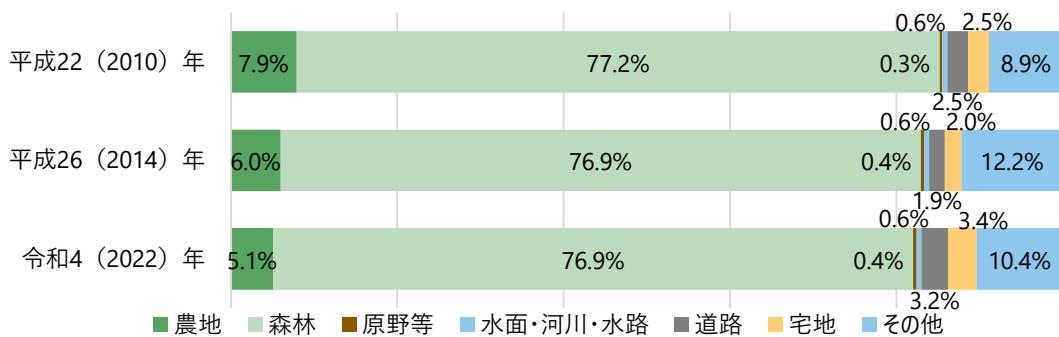
※サービス業（他に分類されないもの）の例：廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、政治・経済・文化団体、宗教、外国公務

出典：国勢調査（統計局）

(3) 土地利用

令和4（2022）年4月1日現在、本町の総面積は16,340haであり、そのうち76.9%を森林が占めています。次いで、農地5.1%、宅地3.4%、道路3.2%の順となり、山地や丘陵地等に囲まれた本町の地勢を反映しています。

なお、前回計画における最新データ（平成26（2014）年）と令和4（2022）年の地目別土地面積の状況より土地利用のデータを比べると、「農地」の割合が減少しています。一方で、「道路」と「宅地」の割合が増加しています。



出典：統計年鑑（宮城県）

地目別土地面積の状況

本町による農地利用状況調査によると、令和3（2021）年から令和6（2024）年にかけて耕作農地が減少する一方、荒廃農地や遊休農地の面積が増えています。

農地面積

単位：m²

| | 荒廃農地（非農地判断の対象） | | | 遊休農地（すぐの耕作は不可） | | |
|-------|----------------|-----------|--------|----------------|-----------|--------|
| | R3（2021）年 | R6（2024）年 | 増減率 | R3（2021）年 | R6（2024）年 | 増減率 |
| 戸倉地区 | 1,049,788 | 1,285,333 | 22.4% | 233,235 | 269,619 | 15.6% |
| 入谷地区 | 965,744 | 1,104,437 | 14.4% | 145,909 | 170,770 | 17.0% |
| 歌津地区 | 255,397 | 1,106,940 | 333.4% | 22,898 | 225,486 | 884.7% |
| 志津川地区 | 318,157 | 844,333 | 165.4% | 30,593 | 253,416 | 728.3% |
| 合計 | 2,589,086 | 4,341,043 | 67.7% | 432,635 | 919,291 | 112.5% |

| | 遊休農地（直ちに耕作が可能） | | | 耕作農地 | | |
|-------|----------------|-----------|--------|------------|------------|--------|
| | R3（2021）年 | R6（2024）年 | 増減率 | R3（2021）年 | R6（2024）年 | 増減率 |
| 戸倉地区 | 201,606 | 75,481 | -62.6% | 1,797,333 | 1,548,911 | -13.8% |
| 入谷地区 | 209,760 | 239,412 | 14.1% | 3,415,666 | 3,047,539 | -10.8% |
| 歌津地区 | 59,833 | 252,123 | 321.4% | 5,250,353 | 3,658,237 | -30.3% |
| 志津川地区 | 39,224 | 375,853 | 858.2% | 3,961,261 | 2,605,169 | -34.2% |
| 合計 | 510,423 | 942,869 | 84.7% | 14,424,613 | 10,859,856 | -24.7% |

出典：南三陸町庁内資料

(4) 交通環境

本町の幹線道路は、高速道路である三陸沿岸道路、気仙沼市や登米市と連絡する国道 45 号、登米市や石巻市と連絡する国道 398 号を基軸とし、一般県道 5 路線、都市計画街路や幹線町道により主要な道路ネットワークを形成しています。

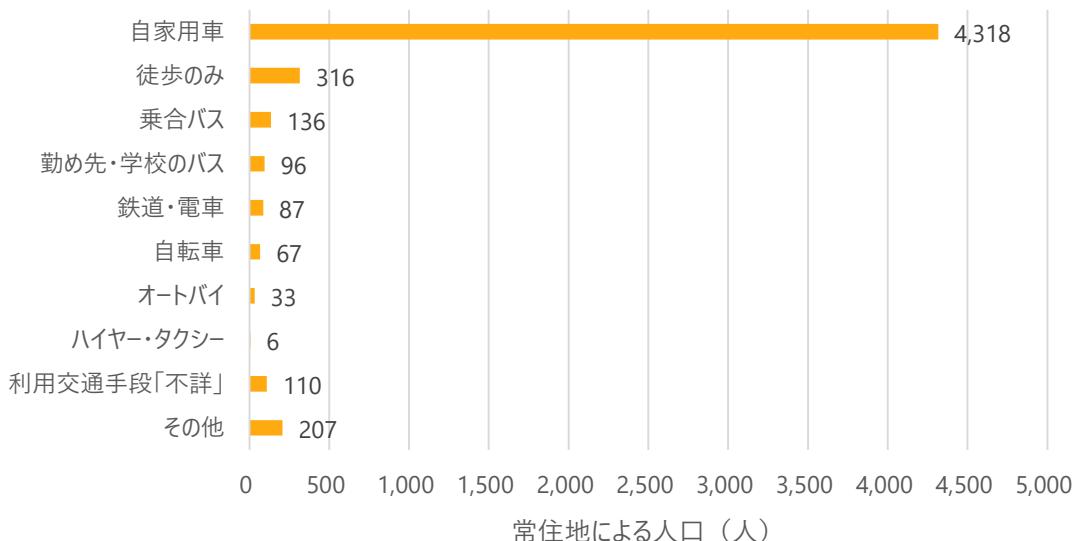
町内外を結ぶ公共交通は、仙台市と結ばれる高速バスや JR 気仙沼線 BRT (Bus Rapid Transit : バス高速輸送システム) です。町内には BRT の駅として、「陸前戸倉駅」「志津川駅」「南三陸町役場・病院前駅」「志津川中央団地駅」「清水浜駅」「歌津駅」「陸前港駅」が設置されています。



背景図：OpenStreetMap

南三陸町の交通網

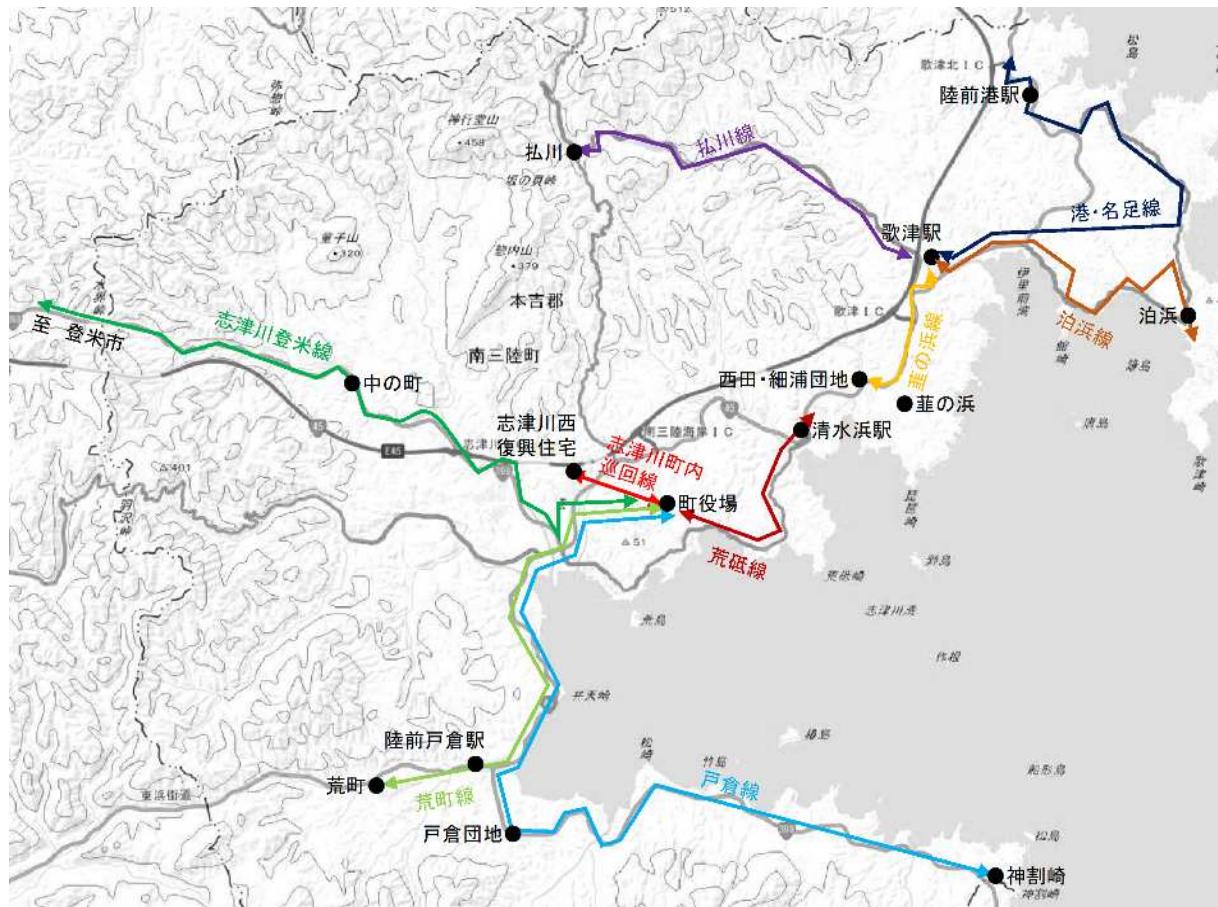
住民の主な交通手段は、自家用車が大半を占めており、公共交通の利用者は少なくなっています。



出典：国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計（令和2（2020）年、統計局）

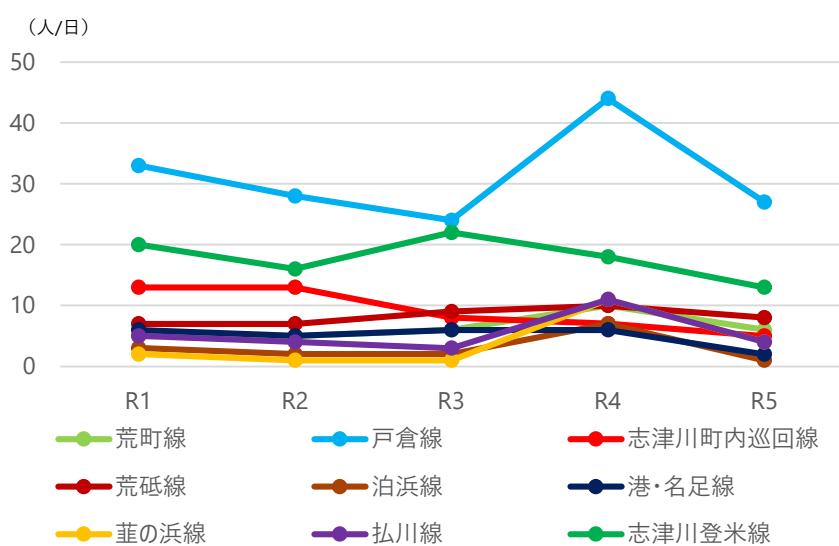
通勤・通学の利用交通手段

町民向けの公共交通としては、南三陸乗合バスを運行しています。南三陸乗合バスの1日平均利用者数の推移は以下の通りであり、路線の中で戸倉線や志津川登米線の利用者が比較的多いです。利用者数の推移をみると、全路線で減少傾向です。



背景図：地理院地図 ※ルートは概略図であり、詳細は町作成の全路線図等を確認してください。

南三陸乗合バスの概略ルート

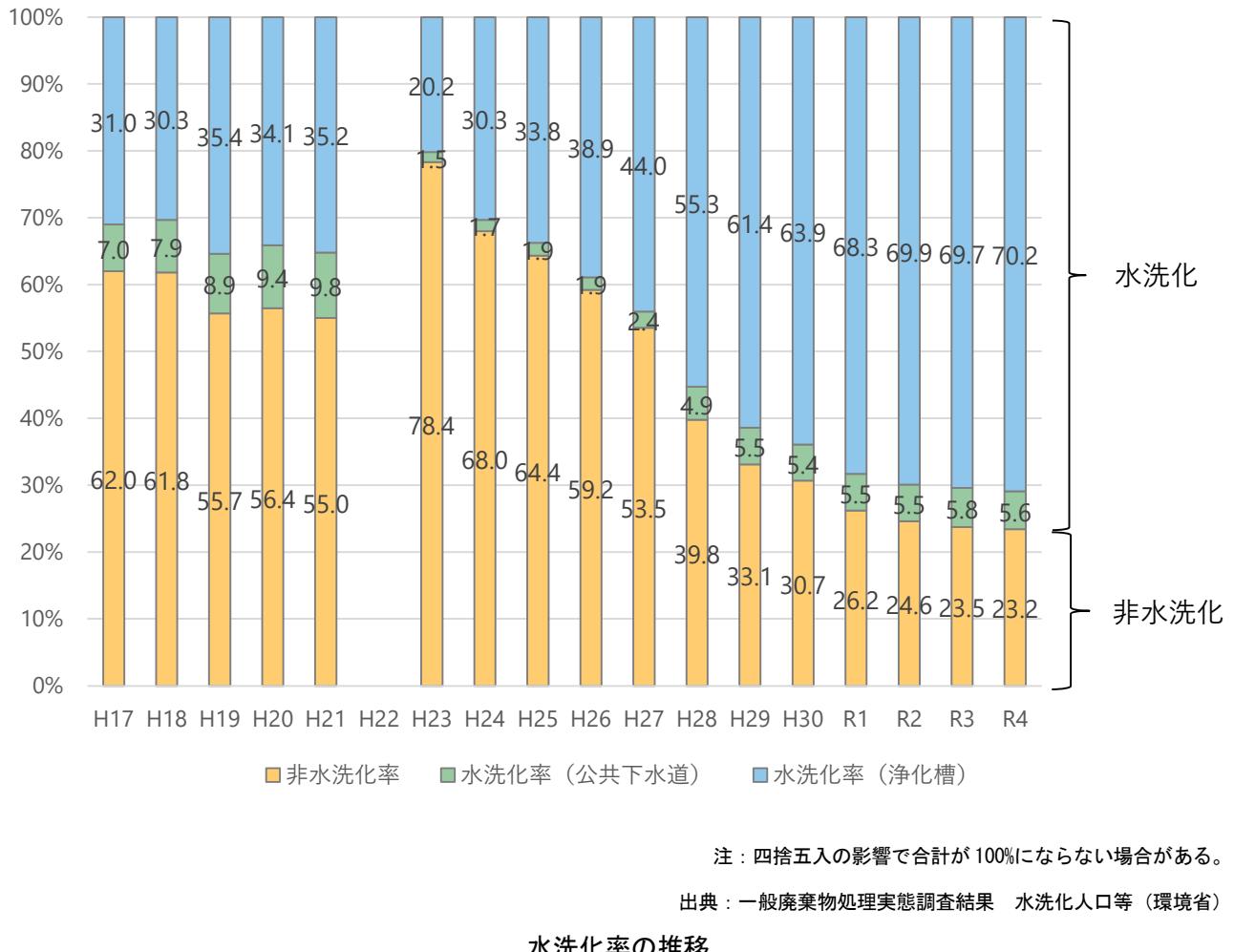


参考：統計書（南三陸町、令和6（2024）年）p. 58-59に基づき作成。

南三陸乗合バスの1日平均利用者数の推移

(5) 水洗化

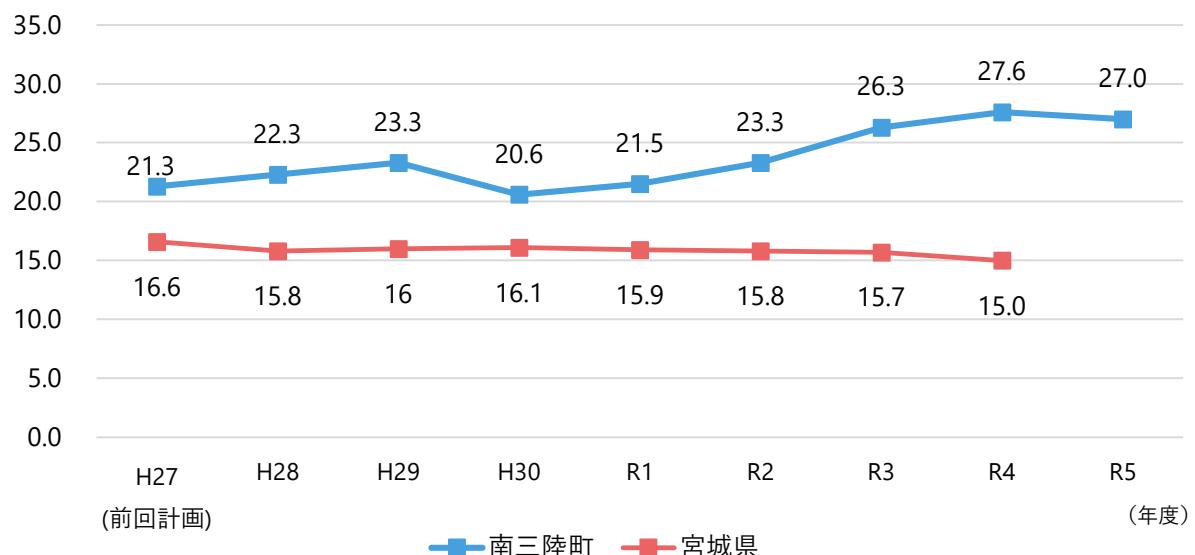
水洗化率は、震災（平成 23（2011）年）の後に低下しました。その後、志津川地区の公共下水道を廃止したことや、住宅再建に伴う浄化槽の設置により、公共下水道よりも浄化槽が多くなっています。



1-3 循環と脱炭素

(1) 循環

本町のリサイクル率は、前回計画（平成 27（2015）年）の開始以降、増加傾向となっています。

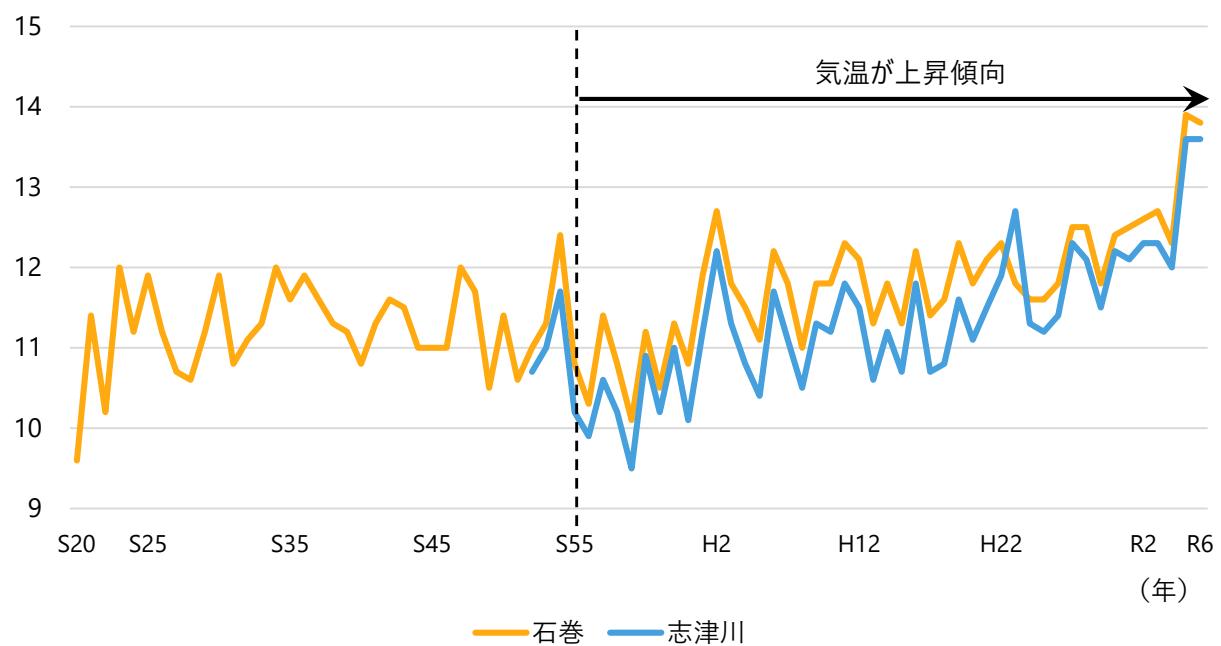


出典：環境白書（南三陸町）、一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

リサイクル率の推移

(2) 脱炭素

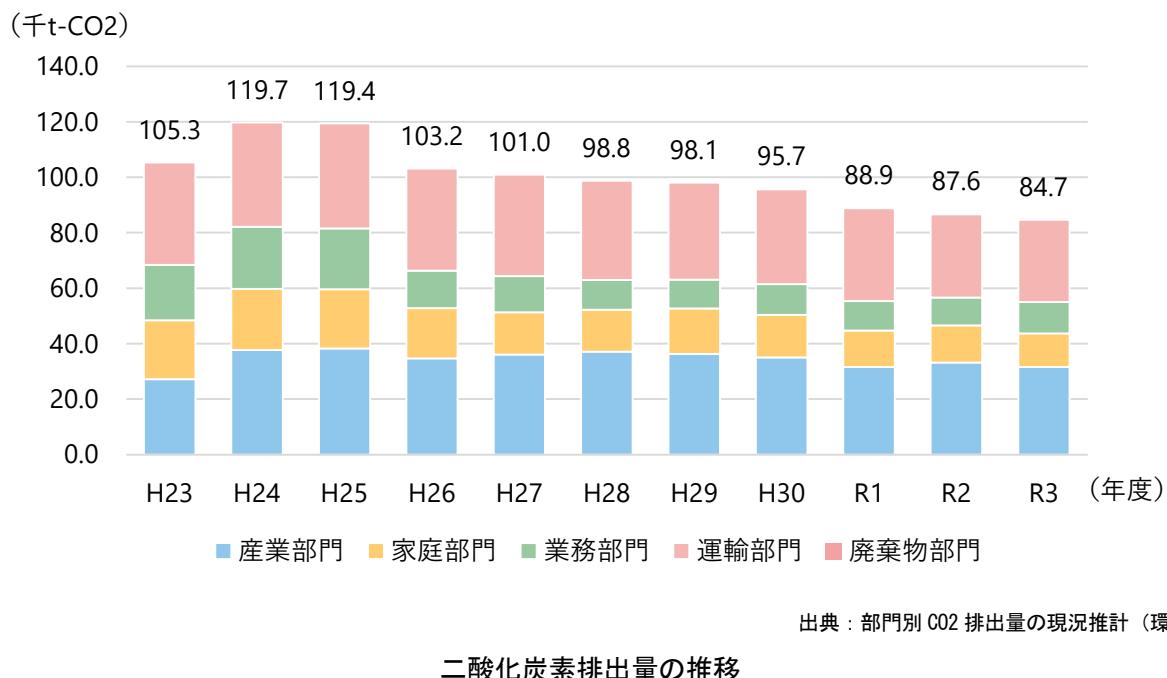
本町の年平均気温は、昭和 55（1980）年以降に上昇傾向となっています。



出典：過去の気象データ検索（気象庁）

年平均気温の推移

二酸化炭素の排出量は、震災（平成 23（2011）年）の直後に増加しましたが、その後は減少傾向となっています。



出典：部門別 CO2 排出量の現況推計（環境省）

前回計画の開始時点と比較すると、全部門で二酸化炭素排出量が減少しています。

二酸化炭素排出量の前回計画の策定時点との比較

| 区分 | 平成 27 年度 (2015 年度) (千 t-CO ₂) | 令和 3 年度 (2021 年度) (千 t-CO ₂) | | |
|-------|---|--|--------------------------------|------------|
| | | | 平成 27 年度比 (2015 年度比) (%) | 構成比 (%) |
| 総排出量 | 101.0 | 84.7 | ▲ 16.1 | 100.0 |
| 産業部門 | 36.0 | 31.6 | ▲ 12.2 | 37.3 |
| 家庭部門 | 15.3 | 12.1 | ▲ 21.0 | 14.3 |
| 業務部門 | 13.0 | 11.3 | ▲ 13.0 | 13.3 |
| 運輸部門 | 36.6 | 29.6 | ▲ 19.1 | 35.0 |
| 廃棄物部門 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

△ : プラス

▲ : マイナス

出典：部門別 CO2 排出量の現況推計（環境省）

1-4 協働と学習

町では、町民と協働によるまちづくりを推進するため、環境イベントや環境教育講座の充実化を図ってきました。

例えば、平成 27（2015）年 3 月 31 日に三陸復興国立公園が設定されたことから、自然体験活動を通して、エコツーリズム及び環境教育を面的・複合的に推進するため、「フィールドミュージアム運営協議会事業」を行い、様々なイベントを開催しました。

フィールドミュージアム運営協議会事業の実施状況（令和 5（2023）年度）

| 内容・回数 | 参加者数 |
|--|-------|
| 「大盤平野花探索ハイキング」や「坂本海岸磯観察とビーチクリーン」を含む全 98 事業 | 869 人 |

出典：環境白書（令和 6（2024）年、南三陸町）p.19

「エコカレッジ事業」では、地域資源の調査・研究を行うとともに、自然環境に関する講座や講演、干潟の学習プログラム提供による人材育成・情報発信等を行いました。

エコカレッジ事業の実施状況（令和 5（2023）年度）

| 内容・回数 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・地域資源調査・研究（生物相、魚類、海藻群落・藻場等）・県内外の学校での環境教育（町内小学校、早稲田実業学校初等部、登米中学校、 南三陸高校、慶應志木高校、滝川高校）・干潟の調査・学習（戸倉小学校、名足小学校、伊里前小学校、 南三陸高校、仙台三高、富谷高校、石巻専修大学）・特別講座 2 回開催（夏・秋）・市町村連携事業（海の生きもの講座：東松島図書館） |

出典：環境白書（令和 6（2024）年、南三陸町）p.19

町では、南三陸町 B I O（Best Integrated Operation：最適に統合された運用、及び B I O：生命・生物の掛け合わせ名称）を開設し、バイオガス技術をもとに、地域の未利用資源を活かした最適な循環の仕組みづくりを推進しています。「いのちめぐる紙芝居」では、未就学児に対して、生ごみを南三陸 B I O で処分する利点を紙芝居で紹介しました。



いのちめぐる紙芝居は子どもたちが環境について学ぶ重要な機会となっています。

2. 前回計画の検証

上述した「南三陸町の現況」の他、「アンケート」や「町で設定した各事業の目標値」から、前回計画の検証を行いました。実施したアンケートの概要は以下の通りです。

町民アンケートの概要

| | |
|------------------|---|
| 実施時期 | 令和 7 (2025) 年 2 月 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 |
| 調査対象 | 2,000 人 (南三陸町在住の 15 歳以上の町民から無作為抽出) |
| 回収数 | 491 人 |
| 回収率 | 24.6% |
| 回答集団に関する 特記事項 | <p>(1) 15 歳以上総数に対する 70 歳以上の回答割合が国勢調査より高い。 ・国勢調査 (令和 2 (2020) 年) : 32.3% アンケート : 50.7%</p> <p>(2) 入谷地区の回答割合が高く、歌津地区の回答割合が低い。 ・【入谷】住民基本台帳 (令和 7 (2025) 年 3 月末) : 14.9% アンケート : 31.3% ・【歌津】住民基本台帳 (令和 7 (2025) 年 3 月末) : 33.2% アンケート : 16.4%</p> |

事業所アンケートの概要

| | |
|------|---------------------------|
| 実施時期 | 令和 7 (2025) 年 2 月 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 |
| 調査対象 | 100 箇所 (南三陸町内に立地する企業・事業所) |
| 回収数 | 35 団体 |
| 回収率 | 35.0% |

2-1 自然環境

(1) 林地

前回計画では、「林地の保全」を課題に事業を進めてきました。

結果、目標値を達成した個別事業はありませんでした。一方で、町民アンケートによると、森林環境を「良好」「どちらかといえば良好」と回答した割合は約40%であり、前回計画（約25%）よりも増加しています。

前回計画に関する各種施策目標事業

| 主な個別事業 | 評価指標 | 令和5年 (2023) 直近実績値 | 目標値 | 達成 状況 |
|------------|---------------|-------------------------|------------|----------|
| 町有林保育事業 | 間伐搬出面積（累計値） | 1,009ha | 1,500ha 以上 | |
| 南三陸材利用促進事業 | 南三陸材利用者数（累計値） | 259戸 | 300戸以上 | |
| FSC認証事業 | FSC森林認証面積 | 2,484.36ha | 2,500ha 以上 | |
| 森林計画推進支援事業 | 森林経営計画面積 | 1,740.07ha | 3,000ha 以上 | |

(2) 農地

前回計画では、「農地の減少の抑制」を課題に、事業を進めてきました。

農地中間管理事業件数（累計件数）は目標値を達成しておらず、耕作放棄地は依然として、増加傾向となっています。また、町民アンケートによると、農地環境を「悪い」「どちらかといえば悪い」と回答した割合は約52%と、半数以上を占めています。優先的に取り組む必要があることでは、「鳥獣被害対策」が「そう思う」「ややそう思う」で約69%と半数以上を占めています。

一方で、町民アンケートによると、「液肥普及活動」の効果があったとの回答割合が高くなっています（約42%）。

前回計画に関する各種施策目標事業

| 主な個別事業 | 評価指標 | 令和5年 (2023) 直近実績値 | 目標値 | 達成 状況 |
|----------|------------------|-------------------------|----------|----------|
| 農地中間管理事業 | 農地中間管理事業件数（累計件数） | 165件 | 200件以上 | |
| | 農地中間管理事業面積（累計値） | 55.91ha | 100ha以上 | |
| 液肥普及活動事業 | 液肥散布者数 | 49人 | 50人以上 | |
| | 液肥散布量 | 2,645t | 2,487t以上 | ○ |

(3) 海洋

前回計画では、「持続可能な漁業」を課題とし、その実現のため、「ASC認証事業」や「シロザケふ化放流事業」「志津川湾海藻群落再生支援事業」等の事業を行ってきました。

しかし、魚類の水揚げ量をみると、シロザケを中心に、減少傾向となっています。平成30（2018）年度より水揚げ量の増加した海産物は、銀ザケ、イカ類、タコ類となっています。

漁協共販取扱高をみると、アワビ・ウニ・メカブの取扱の量が平成30（2018）年度より増加しました。

シロザケふ化放流事業状況

単位：捕獲数/尾、卵数/千粒、放流数/千尾

| 年度 | 南三陸町 | | | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | 捕獲数 | 採卵数 | 収容卵数 | 放流数 |
| H30（2018）年度 | 3,221 | 1,901 | 7,151 | 5,742 |
| R5（2023）年度 | 190 | 153 | 1,629 | 1,614 |
| 増減率（H30→R5） | -94.1% | -92.0% | -77.2% | -71.9% |

出典：統計書（令和5（2023）年・令和6（2024）年、南三陸町）p. 24

南三陸町地方卸売市場水揚げ状況

単位：数量/t、金額/千円

| 年度 | 銀ザケ | | サケ類 | | カレイ類 | |
|-------------|---------|-----------|--------|---------|--------|--------|
| | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
| H30（2018）年度 | 1,469.1 | 801,349 | 793.1 | 472,392 | 35.9 | 17,087 |
| R5（2023）年度 | 3,909.2 | 2,665,425 | 3.2 | 2,245 | 11.3 | 12,263 |
| 増減率（H30→R5） | 166.1% | 232.6% | -99.6% | -99.5% | -68.5% | -28.2% |

| 年度 | ヒラメ | | アイナメ | | いかなご | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
| H30（2018）年度 | 18.6 | 24,034 | 12.9 | 13,224 | 1.7 | 1,905 |
| R5（2023）年度 | 15.1 | 20,839 | 9.3 | 14,157 | 0.04 | 16 |
| 増減率（H30→R5） | -18.8% | -13.3% | -27.9% | 7.1% | -97.6% | -99.2% |

| 年度 | いさだ | | イカ類 | | タコ類 | |
|-------------|---------|---------|------|-------|-------|---------|
| | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
| H30（2018）年度 | 2,101.6 | 113,942 | 7.2 | 3,631 | 210.9 | 217,418 |
| R5（2023）年度 | 121.1 | 5,164 | 7.8 | 4,971 | 284.3 | 386,776 |
| 増減率（H30→R5） | -94.2% | -95.5% | 8.3% | 36.9% | 34.8% | 77.9% |

出典：統計書（令和5（2023）年・令和6（2024）年、南三陸町）p. 24-25

漁協共販取扱高の状況

単位：数量/t、金額/千円

| | 年度 | アワビ | | 殻付ウニ | |
|-------------|-------------|-------|--------|--------|--------|
| | | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
| 実数 | H30（2018）年度 | 9.9 | 90,252 | 19.0 | 13,319 |
| | R5（2023）年度 | 12.4 | 68,151 | 131.4 | 8,557 |
| 増減率（H30→R5） | 全体 | 25.3% | -24.5% | 591.6% | -35.8% |

単位：単位：t・千円

| | 年度 | 生ワカメ | | メカブ | |
|-------------|-------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
| 実数 | H30（2018）年度 | 1,450.8 | 147,252 | 1,802.4 | 605,389 |
| | R5（2023）年度 | 1,158.2 | 112,699 | 2,204.6 | 592,995 |
| 増減率（H30→R5） | 全体 | -20.2% | -23.5% | 22.3% | -2.0% |

出典：統計書（令和5（2023）年・令和6（2024）年、南三陸町）p. 26-27

2-2 生活環境

(1) 河川海域環境

前回計画では、「公共用水域の水質汚濁の防止」を課題に、事業を進めてきました。

水質をみると、環境基準を達成していない水域があります。一方で、生活排水を処理する施設の整備状況をみると、目標値を達成しています。

前回計画に関する各種施策目標事業

| 主な個別事業 | 評価指標 | 令和5年 (2023) 直近実績値 | 目標値 | 達成 状況 |
|----------------|-----------------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 河川、海域の水質検査事業 | 河川における BOD ^{※1} の環境基準達成率 | 98.4% | 100% | |
| | 海域における COD ^{※2} の環境基準達成率 | 85.7% | 100% | |
| 循環型社会形成推進交付金事業 | 生活排水処理率 | 74.8% | 73.9%以上 | ○ |

(2) 公衆衛生活動

前回計画では、「公害の発生原因の除去と発生の防止」や、「町民・事業者との協力による公衆衛生活動」を課題に、事業を進めてきました。

結果、町民アンケートによると、景観を「良好」「どちらかといえば良好」と回答した割合は約 66% であり、前回計画（約 21%）よりも増加しています。騒音や振動に係る苦情は 0 件です。

ただし、環境美化活動に関する指標は目標値に達しておりません。

事業者アンケートによると、環境への取り組みの課題として、「費用がかかる」「時間が無い」「人手の不足」が高くなっています。

前回計画に関する各種施策目標事業

| 主な個別事業 | 評価指標 | 令和5年 (2023) 直近実績値 | 目標値 | 達成 状況 |
|--------------|----------------|-------------------------|-----------|----------|
| 環境美化活動の推進 | 植栽本数 | 7,440 本 | 9,000 本以上 | |
| | アダプトプログラム登録団体数 | 1 団体 | 5 団体以上 | |
| 生活環境における公害対策 | 苦情件数（騒音・振動） | 0 件 | 0 件 | ○ |

※1 「BOD (Biochemical Oxygen Demand) 生物化学的酸素要求量」：水中の有機物等を酸化分解するために微生物が必要とする酸素の量を表します。

※2 「COD (Chemical Oxygen Demand) 化学的酸素要求量」：水中の有機物等を分解するために必要とする酸化剤の量を表します。BODやCODは、値が高いほど水中の酸素が欠乏しており、生態系のバランスが崩れていることを示します。

2-3 循環型社会

(1)資源循環型社会形成の推進

前回計画では、「バイオマス資源の有効活用」を課題に、事業を進めてきました。

町では、生ごみの有効活用を推進しており、生ごみの収集量は増加傾向となっています。また、町民アンケートによると、「生ごみ及び余剰汚泥肥料化事業」の効果があったとの回答割合が高くなっています(約 52%)。

前回計画に関する各種施策目標事業

| 主な個別事業 | 評価指標 | 令和5年 (2023) 直近実績値 | 目標値 | 達成 状況 |
|----------------|--------|-------------------------|---------|----------|
| 生ごみ及び余剰汚泥肥料化事業 | 生ごみ収集量 | 484t | 499t 以上 | |

(2)廃棄物等の効率的・適正な処理の推進

前回計画では、「リサイクル率の向上」及び「廃棄物排出の抑制」を課題に、事業を進めてきました。

ごみ排出量や最終処分量は減少傾向ですが、1人1日当たりでみると横ばいです。ごみ排出量や最終処分量が減少傾向である理由は、人口減によるものだと考えられます。

リサイクル率は、目標値を達成していないものの、上昇傾向となっています。

前回計画に関する各種施策目標事業

| 主な個別事業 | 評価指標 | 令和5年 (2023) 直近実績値 | 目標値 | 達成 状況 |
|-----------|----------------|-------------------------|-----------|----------|
| ごみ収集運搬等事業 | 町内におけるごみ排出量 | 3,728t | 3,939t 以下 | ○ |
| | 一人1日当たりのごみの排出量 | 873g/日 | 848g/日以下 | |
| | リサイクル率 | 27.0% | 42.9%以上 | |
| | 最終処分量 | 302t/年 | 349t/年以下 | ○ |

2-4 溫暖化対策

(1)地球温暖化対策の推進

前回計画では、「運輸、家庭、業務部門での温室効果ガスの削減」を課題に、事業を進めてきました。

二酸化炭素排出量は全部門で減少傾向となっています。ただし、公共施設における温室効果ガスの削減割合は、目標値を達成しておりません。

前回計画に関する各種施策目標事業

| 主な個別事業 | 評価指標 | 令和5年 (2023) 直近実績値 | 目標値 | 達成 状況 |
|------------------------|-----------------------|-------------------------|------------------|----------|
| 公共施設における再生可能エネルギー等導入事業 | 町の事務事業から排出される温室効果ガスの量 | 3,789t-CO2 | 3,550t-CO2 以下 | |

(2)省エネルギー・再生可能エネルギーの普及

前回計画では、「再生可能エネルギーを軸としたまちづくりの推進」を課題に、事業を進めてきました。

結果、住宅用の太陽光発電の導入は目標値を達成した一方で、木質バイオマスの利用は達成しておりません。

町民アンケートをみると、太陽光発電等を導入していない割合は過半（約 73%）を占めています。ただし、地球温暖化の防止のために、再生可能エネルギーの促進は必要であるとの回答割合が過半（約 70%）となっています。

前回計画に関する各種施策目標事業

| 主な個別事業 | 評価指標 | 令和5年 (2023) 直近実績値 | 目標値 | 達成 状況 |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 住宅用太陽光発電導入支援対策 補助事業 | 住宅用太陽光発電導入補助件数（累 計値） | 444 件 | 444 件以上 | ○ |
| 木質バイオマス利活用推進事業 | ペレットストーブ等補助件数（累計値） | 46 基 | 65 基以上 | |

2-5 環境教育・人材育成

前回計画では、「町民と行政との協働によるまちづくりの推進」、及び「体験型の学習を通じた人と自然
とが調和した復興」を課題に、事業を進めてきました。

結果、学習の開催数は目標値に達成しています。

一方で、町民アンケートによると、「環境学習や自然体験に参加する」を実行する割合は約 17%であり、
高くありません。ただし、「子どもの環境教育・体験活動」に興味を持つ割合は約 53%と半数程度となっ
ています。

前回計画に関する各種施策目標事業

| 主な個別事業 | 評価指標 | 令和5年 (2023) 直近実績値 | 目標値 | 達成 状況 |
|-------------|---------------|-------------------------|-------|----------|
| 豊かな体験活動推進事業 | ふるさと学習会の開催数 | 2 回 | 2 回以上 | ○ |
| いのちめぐる紙芝居 | いのちめぐる紙芝居上演回数 | 7 回 | 7 回以上 | ○ |

第4章 南三陸町の環境の課題

南三陸町第3次総合計画では、社会のあらゆる領域でSDGsの視点を導入し、デジタル化によるモノやサービス、生活様式の変容、脱炭素化に向けた取り組み等、時代的・社会的な要請にしっかりと対応しながら、未来に向けた持続可能な地域づくりを進めていく必要があるとしています。

また、世界的にネイチャーポジティブをはじめとする環境共生の動きが活発化しています。古くから自然と共に共生してきた本町では、先導的に変革を受け入れながら持続可能性を高めていくとともに、環境に配慮する新しい技術導入等により、更なる環境負荷の少ない地域づくりが必要です。

本町の環境課題は、主に町の現状及び総合計画の趣旨を考慮して、以下の4分野で設定します。

町の環境に関する主なキーワードと課題の分野

| 主なキーワード | 課題の分野 |
|--|--------|
| 里山、FSC認証 ^{※1} 、里海、ASC認証 ^{※2} 、ラムサール条約湿地、自然再興 | 自然環境 |
| 河川・海域の水質、生活排水、浄化槽、下水道、環境美化、公害 | 生活環境 |
| 廃棄物処理、リサイクル、バイオマス、再生可能エネルギー、温室効果ガス | 循環と脱炭素 |
| 環境学習、自然体験、人材育成、官民連携、協働のまちづくり | 協働と学習 |

1. 自然環境

森林は、平成27（2015）年に町内森林の一部がFSC認証を取得し、森林の適正な管理・運営に努め、生態系や自然環境に配慮しながら国際基準に適合した木材の生産・流通を図ってきました。今後もFSC認証森林の拡大を図りながら、森林の持つ多面的な働きを考慮し森林経営を推進していく必要があります。また、生物多様性を含む森林生態系の保全も広く周知しながら推進していく必要があります。

里では、農業従事者の高齢化や後継者不足から、農地の減少及び耕作放棄地の増加が大きな課題になっています。

海域、とくに志津川湾に関しては、平成30（2018）年に本町の志津川湾がラムサール条約湿地に登録されました。志津川湾には良く発達した貴重な藻場があり、海洋生物の多様性を支えているほか、鳥類の越冬地としても評価されています。しかし、東日本大震災の被害や磯やけの影響により海藻群落が衰退傾向にあることが分かり、海洋生態系の一部であるとともに、ブルーカーボン生態系（海草・海藻藻場）のCO₂吸收源としての海藻群落の再生が大きな課題になっています。更に、ラムサール条約登録湿地である志津川湾を地域の宝として管理し、環境保全活動の中核として活用していくことが求められます。

※1 「FSC認証」：FSC（Forest Stewardship Council：森林管理協議会）森林認証は、適切に管理された森林を認証する制度です。FSC森林認証は、責任ある森林管理を認証する「FSC FM（Forest Management：森林管理）認証」と、認証された森林から産出された林産物の適切な加工・流通を認証する「FSC CoC（Chain of Custody：加工流通過程の管理）認証」からなります。認証された製品には、FSCのロゴマークがつけられます。環境意識の高まりとともに、このFSC認証製品を選ぶ企業や生活者が増えています。

※2 「ASC認証」：ASC認証は、養殖漁業による環境影響の管理や資源の効率的利用等を通じて、地域社会にも配慮した責任ある養殖漁業を対象とするASC（Aquaculture Stewardship Council、水産養殖管理協議会）の認証制度です。認証された養殖業の生産物にはASC独自のロゴマークがつけられ、「その水産物が責任ある養殖に関するASCの確かな基準を満たして生産されたもの」として認められます。

本町では、平成 28 (2016) 年には宮城県漁業協同組合志津川支所の戸倉出張所が手掛けるカキ養殖が、海の環境に配慮した養殖の実現という新たな試みとして認められ、日本では初めてとなるA S C (水産養殖管理協議会) の海洋認証を取得しています。また、本町は伝統的にサケ漁が盛んで、ギンザケ養殖の発祥地としても知られてきました。しかし、例えば近年、シロザケのふ化放流事業を実施していますが、シロザケの漁獲量は減少傾向です。そのため、持続可能な漁業のための対策が必要です。

そのほか、野生鳥獣による農作物被害等が発生していることから、野生鳥獣の保全と管理のバランスある対策が求められています。

なお、本町は、令和 7 (2025) 年 10 月に「ネイチャーポジティブ宣言」を行いました。今後は、「ネイチャーポジティブ自治体」の認証取得を目指して、時代的・社会的な要請に対応しながら、未来に向けた持続可能な地域づくりを着実に進める必要があります。

2. 生活環境

本町では、南三陸町環境基本条例に基づき、公害の原因となる行為に対して必要な規制措置を講じて、公害の防止に努めています。また、環境負荷の低減に係る取り組みとして、南三陸町生活雑排水等の処理に関する条例の制定、合併浄化槽の導入等を推進しています。

こうした取り組みの成果を監視するために環境モニタリングも実施しており、令和 5 (2023) 年度は公共水域の水質を保全するため、11 河川 (16 定点)、7 海域 (7 定点) で年 4 回 (5、8、11、2 月) の定期測定を実施しました。なお、八幡川下流 (環境基準 B 類型) 以外は類型指定がないため、A 類型を当てはめて環境基準と比較しました。

測定結果は、河川においては、水素イオン濃度 (p H) 1 定点、生物化学的酸素要求量 (B O D) 1 定点、溶存酸素量 (D O) 6 定点で環境基準を超過していました。海域では、環境基準 II 類型に志津川湾全域が指定されていますが、すべての定点 (5 地点) で、調査月によっては全窒素及び全燐の環境基準を超過していました。

このような状況から、公共水域の水質汚濁を防止し、町民の生活環境の保全と公衆衛生の向上のため汚水処理施設の整備を促進し、公共水域に排出される生活雑排水の適正な処理を進めていくことが本町の河川や海域の環境保全にとって重要となります。

志津川湾の水質（チッ素やリンについて）

チッ素やリンなどの栄養塩や、鉄などの微量元素は植物プランクトンや海藻の生育に影響します。これらの物質が主として河川から供給されるのか、外洋由来なのかについては、明確ではなかったのですが、震災後に行われた環境省戦略研究 S13 (持続可能な沿岸海域実現を目指した沿岸海域管理手法の開発 (令和元 (2019) 年、(公財) 国際エマックスセンター他)) により外洋水の影響が支配的であることが示されました。もちろん陸域由来の川からの流れ込みも河口部の生物生産には影響するのですが、湾全体の栄養塩供給で比較すると、気仙沼市の畠山重篤氏のいう「森は海の恋人」というよりは「友達くらいの間柄」であることが分かっています。とはいっても、土砂流入や汚染物質の流れ込みなど、陸域由来で海洋生態系に大きな影響を与える事象も発生するので、陸域の管理にも当然注意を払う必要があります。

宮城県藻場ビジョンによれば、志津川湾内の栄養塩濃度は、この数年で減少傾向にあることが示されました。瀬戸内海などでは、栄養塩濃度が薄くなりすぎ (きれいになりすぎ) て、カキのエサ不足が起きているとの懸念もありますが、現状の志津川湾の栄養塩濃度はそこまで低くなってはいないようです。

「ラムサール条約登録湿地志津川湾 保全・活用計画 (令和 4 (2022) 年 3 月、南三陸町)」より抜粋

加えて、騒音、振動、悪臭等の公害の発生原因の除去と発生の防止に向けた継続した各種取り組みの推進も重要となります。

3. 循環と脱炭素

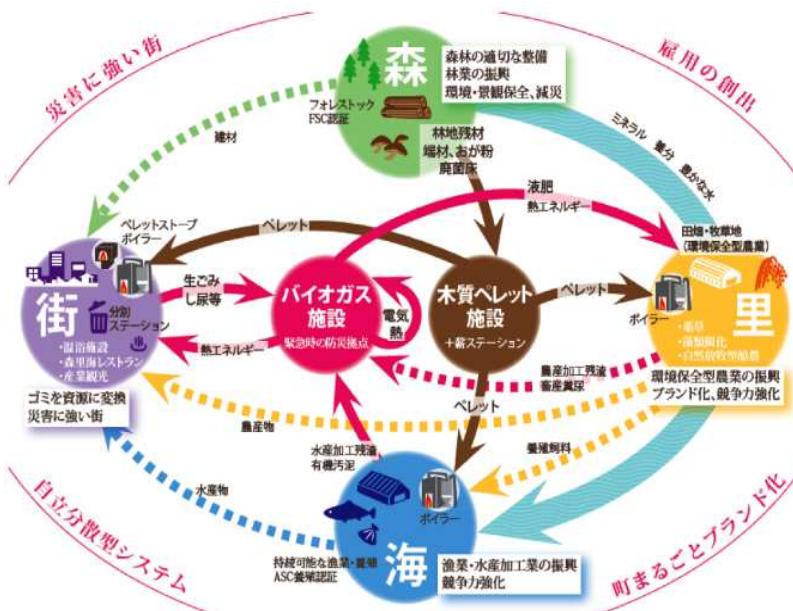
3-1 循環

近年の資源循環型社会では、ごみを新たな資源やエネルギーとして活用することが求められています。本町はこれまでに南三陸町バイオマス産業都市構想を策定し、循環と脱炭素に向け、バイオガス事業をはじめとする各種事業を展開してきました。これらのうち、生ごみ及び余剰汚泥の肥料化（液肥）は、町民アンケートで評価されています。

バイオマス資源の収集から製造・利用まで一貫した自立分散型社会システムの構築

地域のバイオマス資源は、その収集システムを関係主体で協力して構築することが重要になります。例えば、バイオガス施設で製造される液肥については農家、農協、農林行政の協力が必要ですし、木質ペレットも、販売事業者はもちろん、住宅からオフィス、病院、老人健康福祉施設、公共施設等、地域のさまざまな熱エネルギーユーザーを巻き込んで需要を作ることが不可欠です。

「入口」から「出口」までの関係主体の協働によって資源循環の自立分散型社会システムを構築し、地域が一体となってバイオマス資源活用によるまちづくりのビジョンを実現していきます。



出典：バイオマス産業都市構想（平成 25（2013）年 12 月、南三陸町）p. 18

こうした取り組みのほか、町では通常の一般廃棄物処理基本計画に基づいたごみの減量化やリサイクル等を推進するために、町民や事業者と連携してごみ分別の徹底に努めてきました。

懸念材料としては、新型コロナウイルス感染症等の影響によるテイクアウト等、ライフスタイルの変化に伴い、使い捨てのプラスチック等のごみの増加が懸念されること、ごみのリサイクル率は上昇傾向ですが、ごみの1人1日当たり排出量は横ばいであること等が挙げられます。

そのため、バイオマス産業都市構想のさらなる推進、町民及び事業者への意識啓発や廃棄物の減量、資源の循環的な利用を推進する必要があります。

3-2 脱炭素

本町は、みやぎ環境交付金の活用により、町内公共施設や公用車両の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用拡大を目指しています。更に、令和7（2025）年3月に南三陸町地球温暖化対策実行計画の見直しを行い、第2次計画を策定しました。この第2次計画では町の事務及び事業に関し省エネルギー・資源化、廃棄物の減量化等の取り組みを推進し、温室効果ガス排出量の削減を目指しています。

本町の温室効果ガス排出量は、平成26（2014）年以降、減少傾向となっています。ただし、パリ協定等により定められた温室効果ガス削減の目標値を目指すため、更なる脱炭素の取り組みを進めます。

また、志津川湾の藻場の保全・再生を通じて、生物多様性と漁業生産を含む海洋生態系の生産性の回復を目指す等、地球温暖化の緩和に貢献する取り組みの展開も重要です。

これらの温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）に対して、近年では平成30（2018）年12月に施行された「気候変動適応法」が示すように気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）が重要になってきました。緩和策と適応策は車の両輪であり、本町においても地球温暖化に伴う気候変動がもたらす深刻な影響（災害や感染症、生物多様性の低下に伴う農作物の被害や漁獲量の変化等）に対して、リスクの低減を図る適応策を講じる必要があります。

4. 協働と学習

持続可能な地域と社会づくりは、町民や事業者、各種団体等、行政が一体となって進めることができます。したがって、そのための仕組みづくりと、町民等の意識の高揚に取り組む必要があります。

南三陸町第3次総合計画では、町民同士の繋がりが深まり、協調・連携して安心して暮らせる地域づくりに向けて、地域の自立促進、新しいコミュニティ形成につながる活動を支援するとしています。また、参加と協働が活発なまちづくりを推進するため、町民有志による団体やボランティア団体等が企画立案し、主体的に行う活動を支援するとともに、こうした活動を通じて、これからまちづくりリーダーの育成・養成に取り組むとしています。

本町では、豊かな体験活動の推進、自然・産業体験等の各種事業の実施や体制整備に努めるとともに、生涯学習の指導者育成にも力を入れてきました。こうした中で、町民や事業者がその役割を認識し、学校教育や生涯学習の中で環境教育の取り組みを進め、自主的な活動の拡大と、相互協力と連携の強化等を図りながら、参加型社会の実現を目指しています。

その一環として、子どもたちの人間性や豊かな社会性の育成の観点から農林漁業イベント等を行い、豊かな自然環境を継承する取り組みを行っています。

しかし、町民アンケートによると、学習や自然体験へ「興味がある」方は半数程度である一方、現在「参加している」と回答した方の割合は高くありません。そのため、環境教育・体験活動等の周知を図るとともに、とりわけ成人を対象としたプログラムの再検討を行う必要があります。町民等の関心領域を広げ、自然環境や環境課題について日常的に考える町民を町の人的資源と位置づけて、町民が、積極的に協働・連携に参加していく取り組みが求められます。

第5章 目指すべき環境像

1. 目指すべき環境像

本計画の環境像の検討に当たって、前回計画に掲げられた目指すべき環境像、南三陸町第3次総合計画に掲げられた将来像、及び本計画の改定にあたり実施したアンケート調査の結果を整理しました。

前計画の将来像：「創ろう未来の子どもたちへの贈物～海・川・山・人 まちの魅力に誇りをもって子どもたちに伝え続ける南三陸町～」

総合計画の将来像：「ひと 森 里 海 いのちめぐるまち 南三陸～未来へとつないでゆこう～」

アンケート調査の結果：「将来こうあってほしいと思う南三陸町」について、町民のみなさんの回答（そう思う、ややそう思う）が多かったのは、「川や海の水がきれいなまち（85.0%）」、「ごみが散乱していない清潔なまち（84.7%）」、「空気がきれいで静穏が保たれたまち（84.5%）」でした。これらの回答から浮かび上るのは、郷土の自然環境に誇りを持つとともに、落ち着いて清潔な町に暮らしたいと願う人々の声であり、将来世代へ残したいという思いです。

こうした町民の思いや前回計画・総合計画の趣旨を踏まえて、「南三陸町環境審議会」で環境像を検討しました。検討の結果、審議会の委員から提示された文案が、本町の目指すべき環境像として全会一致で支持されました。

南三陸町環境基本計画 「目指すべき環境像」

里海里山 いのちめぐる風吹き渡る 南三陸 ～未来へとつないでゆこう～



○「里海里山」には、総合計画に掲げられた将来像の「ひと 森 里 海」に含まれる「人や環境を守る」という決意や町民アンケートに示された「郷土の自然環境に対する誇り」を込めています。

○「いのちめぐる」は、総合計画の将来像の「いのちめぐるまち」の趣旨「自然豊かで命がめぐる南三陸町の地で、生きがいを持ち暮らし続けること」を受け継ぎながら、「清潔な町に暮らしたい」、「将来世代へ残したい」と願う町民の思いに、自然環境保全や脱炭素とともに形成される循環型社会の「循環」の趣旨を重ね合わせました。

○「風吹き渡る」は、町民や事業者、町等、すべての人に南三陸町を守るという決意が共有され、将来につなげようという思いを込めました。

2. 基本目標

目指すべき環境像を達成するため、「自然環境」「生活環境」「循環と脱炭素」「協働と学習」の4つの分野ごとに、施策の方向性を示す「基本目標」を定めました。

基本目標は、前章で述べた現状と課題を踏まえ、それらを解決するためには、どうすれば良いか、どういう社会にすれば良いかという視点で設定しています。各分野の基本目標は以下の通りです。

2-1 豊かな自然共生を実感できるまち

◆里山・里海の保全と活用

本町の里山や里海は、この町に住む人々にとって、生業や歴史文化を支えてきた恵み多い資源です。

生物にとって多様性を支える環境であり、そのほかにも二酸化炭素吸収源としての役割や、森林については水源涵養機能等の公益的機能も知られています。

本計画の改定にあたり実施した町民アンケートにおいても森林や志津川湾への関心は高くなっています。

以上を踏まえて、「豊かな自然共生を実感できるまち」の基本目標として「里山・里海の保全と活用」を設定し、「保全と活用」への積極的な取り組みとその継続を推進します。

◆生物多様性の保全と再生

生物多様性の損失を止めることから一歩前進させ、損失を止めるだけではなく回復に転じさせるというネイチャーポジティブの実現には、生物多様性の保全が大前提となり、ラムサール条約登録湿地である志津川湾等を更に再生する取り組みが求められます。

以上を踏まえて、「豊かな自然共生を実感できるまち」の基本目標として「生物多様性の保全と再生」を設定し、「保全と再生」への積極的な取り組みとその継続を推進します。

◆自然とのふれあい

豊かな自然共生を実感するためには、町民が自然とふれあう機会が必要です。本町には里海や里山、史跡・名勝・天然記念物等のふるさと景観を彩る資源が豊富です。また、様々な自然体験を行う機会も用意されています。

以上を踏まえて、「豊かな自然共生を実感できるまち」の基本目標として「自然とのふれあい」を設定し、「ふれあい」への積極的な取り組みとその継続を推進します。

2-2 安全で安心して暮らせるまち

◆水環境の保全

本町では、河川や海域、水質が良好で、暮らしやすい生活環境を確保するために、合併浄化槽の導入等、環境負荷の低減に努めてきました。

ただし、町内の河川や海域の水質には環境基準を超過する地点もあるため、水質の改善に取り組んでいくことが重要です。

以上を踏まえて、「安全で安心して暮らせるまち」の基本目標として「水環境の保全」を設定し、「保全」への積極的な取り組みとその継続を推進します。

◆大気環境の保全

良好な大気環境（大気質、騒音、悪臭等）は、身体的・精神的・社会的に良い状態にある生活を営む上で欠かすことのできない要素です。大気汚染物質や騒音・振動、悪臭等は、事業場を発生源とすることが多いため、事業者の環境保全意識の徹底が求められます。

以上を踏まえて、「安全で安心して暮らせるまち」の基本目標として「大気環境の保全」を設定し、「保全」への積極的な取り組みとその継続を推進します。

◆環境リスク対策

ダイオキシン類等の有害化学汚染物質に関して、事業者が町民や町と情報を共有し、リスクコミュニケーションを行うことは、環境リスクの軽減に必要不可欠です。

以上を踏まえて、「安全で安心して暮らせるまち」の基本目標として「環境リスク対策」を設定し、「対策」への積極的な取り組みとその継続を推進します。

2-3 循環と脱炭素を目指すまち

◆循環型社会の推進

本町はこれまでに南三陸町バイオマス産業都市構想を策定し、循環と脱炭素に向け、バイオガス事業をはじめとする各種事業を展開してきました。また、一般廃棄物処理基本計画に基づいた減量化やリサイクル等を推進するために、町民や事業者と連携してごみ分別の徹底に努めてきました。一方、ごみの1人1日当たり排出量が減少していないことが懸念されます。

以上を踏まえて、「循環と脱炭素を目指すまち」の基本目標として「循環型社会の推進」を設定し、「循環」への積極的な取り組みとその継続を推進します。

◆脱炭素の推進

本町では、南三陸町地球温暖化対策実行計画を策定し、町内公共施設や公用車両の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用拡大を目指しています。

本町の温室効果ガス排出量は、平成26（2014）年以後は減少傾向を維持しており、これまでの事業を拡大継続する一方で、町民の脱炭素へ向けたライフスタイルの転換や再生可能エネルギーの導入を更に浸透させていくことが重要です。

以上を踏まえて、「循環と脱炭素を目指すまち」の基本目標として「脱炭素の推進」を設定し、「公共施設等への再生可能エネルギーの導入」への積極的な取り組みとその継続を推進します。

2-4 協働と学びが生まれるまち

◆環境配慮行動

循環型社会の形成には、町民や事業者、町等の一人ひとりが、SDGsや生物多様性等に配慮し、資源循環や脱炭素につながる持続可能なライフスタイルに転換していくことが重要です。そのためには、町民等に向けた啓発等をこれまで以上に推進する必要があります。

以上を踏まえて、「協働と学びが生まれるまち」の基本目標として「環境配慮行動」を設定し、「ライフスタイルの転換」への積極的な取り組みとその継続を推進します。

◆各主体の協働・連携

持続可能な地域と社会づくりは、町民や事業者、各種団体等、行政が一体となって進めることができます。したがって、そのための仕組みづくりと、町民等の意識の高揚に取り組む必要があります。

以上を踏まえて、「協働と学びが生まれるまち」の基本目標として「各主体の協働・連携」を設定し、「協働・連携」への積極的な取り組みとその継続を推進します。

◆環境教育と学びの場の整備

本町では、学習会や体験活動の推進、生涯学習の指導者育成にも力を入れてきました。しかし、町民アンケートによると、現在、学習や体験活動に「参加している」と回答した方の割合は高くありません。そのため、町民等の関心領域を広げ、自然環境や環境課題について日常的に考える町民を町の人的資源と位置づけて、町民が、積極的に協働・連携に参加していく取り組みが求められます。

以上を踏まえて、「協働と学びが生まれるまち」の基本目標として「環境教育、情報整備」を設定し、積極的な取り組みとその継続を推進します。

◆情報発信

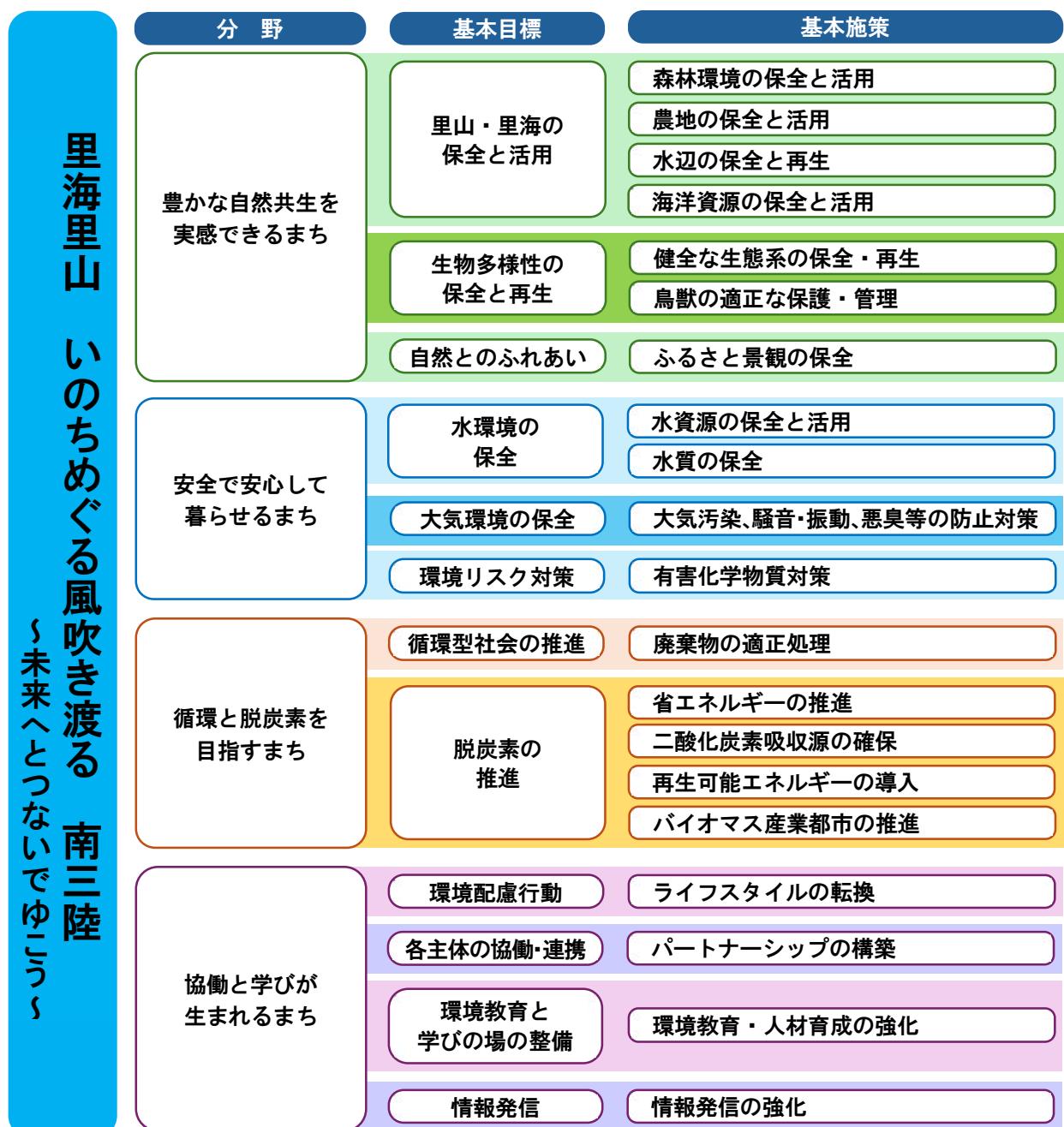
環境保全に関連する情報は、ごみの出し方をはじめ環境対策に関連する各種補助金、イベント情報、環境配慮の啓発情報、環境関連の行政情報等多岐にわたります。こうした情報が、町民や事業者に確実にいきわたるよう、町から町民・事業者へあらゆる媒体を活用して情報を伝えることが重要になります。

以上を踏まえて、「協働と学びが生まれるまち」の基本目標として「情報発信」を設定し、積極的な取り組みとその継続を推進します。

第6章 施策の展開

1. 施策の体系

環境に関連する4つの分野ごとに基本目標を定めました。この基本目標を達成するために基本施策を展開します。基本施策は、本町で実施する各個別事業を束ねた対策の方向性を示しています。以下にその施策体系を図で示します。



2. 基本施策

- ◆本項では、「分野」、「基本目標」、「基本施策」を整理した上で、「代表的な個別事業」と必要に応じて「数値目標」を設定しました。
- ◆また、施策や取り組みの策定及び推進は「町の役割」ですが、これらを円滑に推進するためには町民や事業者の皆様の協力が不可欠です。そのため、町民や事業者の皆様にも役割を分担していただくため、行動上の配慮事項として「町民等の役割」を設定しました。

2-1 豊かな自然共生を実感できるまち

基本目標
I

里山・里海の保全と活用

本町の生業や歴史文化を支え、育んできた里山・里海には、森林や農地、川、陸と海の間の岩場、海中の藻場等多様な環境がみられ、それぞれ、水源涵養や土砂災害の防止、多様な動植物の生息・生育の場、二酸化炭素の吸収源、自然とのふれあいの場等の機能を有しています。

人や多様な生物の生存の基盤となる里山・里海の恩恵を再認識し、町全体が多様な生物との共生圏になることを目指して、恵み豊かな里山・里海を将来世代へ引き継いでいきます。

基本施策 (1) 森林環境の保全と活用

森林は地滑りの防止、水の循環等を通して本町の豊かな里山を支える基盤となる大切な資源です。また、多様な生物にとっては生育生息環境として、人にとっては二酸化炭素の吸収源や風・騒音等の防備、大気の浄化等の快適環境の形成やレクリエーションの場として機能しています。

方針1：森林が本来持っている水源涵養機能等の公益的機能を保全するため、保育や間伐等による森林環境の適切な維持管理に努めるとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けた取り組みを展開していきます。

方針2：林業振興を図るため、適正かつ計画的な森林管理（間伐・病害虫防除、林道、作業道等の路網整備等）を実施し、良質な木材生産を推進するとともに、間伐材等の森林資源の有効活用を推進し、森林環境譲与税を活用した民有林の整備も図ります。

方針3：FSC認証による南三陸杉のブランドを確立し、多様な建築資材への活用を推進します。

方針4：木や森林と触れ合うことで親しみを感じ、豊かな心を育てる木育活動の推進を図ります。

代表的な個別事業

▶町有林保育事業

造林、下刈、除伐、間伐の施業を実施することにより、適正な森林環境と優良木材の育成を図るとともに、水源涵養機能の維持に対しては特に配慮します。

▶南三陸材利用促進事業

地元木材を利用して、リフォーム・増築や事務所を建築する方に建築費用の一部を助成します。

▶FSC認証事業

平成27(2015)年度に取得したFSC認証に基づく活動により、森林資源の付加価値を高めるとともに、良好な森林経営の持続を図ります。

数値目標

| 個別事業 | 指標 | 現況 令和6(2024)年 | 目標 令和17(2035)年 |
|------------|---------------|------------------|-------------------|
| 町有林保育事業 | 間伐搬出面積（累計値） | 1,028ha | 1,500ha |
| 南三陸材利用促進事業 | 南三陸材利用者数（累計値） | 263戸 | 300戸 |
| FSC認証事業 | FSC森林認証面積 | 2,585.85ha | 2,800ha |

◆FSC認証林

本町のFSC認証林は、環境省の自然共生サイトに認定されています。

南三陸森林管理協議会は、FSC認証の基準に沿った適切で持続可能な森林管理を行うことにより、森林の多面的な機能を高めるとともに、生態系や自然環境を考慮しながら森林資源を生かす価値化と、林業におけるネイチャーポジティブ・生物文化多様性の向上を目的として活動しています。認証林のうち約73%がスギを中心とした人工林で構成され、一部エリアはFSC認証の基準に基づき、森林生態系や野生動植物、種の多様性の観点から「保護価値の高い山林」(HCVF)として保全されています。



参考：30by30（環境省ホームページより）

町民等の役割

| | |
|-----|--------------------------------------|
| | FSC認証制度について理解する。 |
| 町民 | 自然観察会等の自然とふれあえるイベントへ積極的に参加する。 |
| | 住宅を新築・リフォームする際には、地元木材を活用する。 |
| 事業者 | 森林の減少を招く開発等を控える。 |
| | 森林を適正に育成・管理する。 |
| | 山林の管理状況を広報する。 |
| | FSC認証制度を普及させる。 |
| | 子どもだけでなく、幅広い年齢層が参加できる環境教育プログラムを創出する。 |
| | 森林施業体験やグリーン・ツーリズム等を実施する。 |

(2) 農地の保全と活用

農地のある里地は、周辺の山林も含めて適度に人の手で管理されてきたため、こうした環境を好む生物にとっても好適な環境を形成してきました。しかし、本町の農地は、山間部の狭隘な傾斜地に点在する農地が圧倒的に多く、農業従事者の高齢化や後継者不足から、農地の減少や荒廃が進んでいます。こうした課題に対応するため、農業振興を図りながら農地の保全と活用を推進していきます。

方針1：農地が有する洪水の防止や水の循環等の公益的機能を保全しつつ、持続可能な農業を確立するため、農業経営の改善や創意工夫を生かした取り組みによって、健全な農地の保全と活用を推進します。

方針2：資源循環型農業を進めることで、化学肥料の低減化を図る等、環境にやさしい農業への取り組みを促進します。

方針3：グリーン・ツーリズムや農業体験等を通じた地場農産物の利活用やPR、農産物の地産地消の推進に取り組みます。

代表的な個別事業

▶耕作放棄地対策事業

荒廃化する可能性がある農地に対し、必要な施設や資材の改修・改善・設置等の補助を行い、良好な耕作環境を維持することで営農継続につなげます。

▶農地中間管理事業

個人が所有する農地を認定農業者や農業法人に貸し付けることで、農地の適正利用に努めます。

数値目標

| 個別事業 | 指標 | 現況 令和6(2024)年 | 目標 令和17(2035)年 |
|----------|----------------|------------------|-------------------|
| 農地中間管理事業 | 農地中間管理事業件数（累計） | 190 件 | 200 件 |
| | 農地中間管理事業面積（累計） | 58.7ha | 100ha |

町民等の役割

町民

農業体験やグリーン・ツーリズム等へ積極的に参加する。

積極的に液肥を利用する。

事業者

環境に配慮した農業を経営する。

耕作放棄地の発生を抑制する。

土壤・水質の保全に配慮した農産物を栽培する。

農薬や化学肥料を減量し、積極的に液肥を利用する。

適正な汚水処理をする。

事業者
(続)

家畜糞尿は、適正処理し、活用を図る。

農業資源や農村環境を活用した交流の場を提供する。

農業体験やグリーン・ツーリズム等を実施する。

新規就農者（移住者）を支援する。

就農希望者と場所をマッチングする。

◆新童子下・童子下の田んぼ

本町の新童子下・童子下の田んぼは、環境省の自然共生サイトに認定されています。

新童子下・童子下の田んぼでは、生物多様性の保全や持続可能な地域農業・地域社会に貢献することを目的に、童子下いきもの研究会や地域住民、小学校がともに活動してきました。また、地域のいきものやその生態、環境を総合的に研究調査し、その成果を基に保全・教育を行い、地域社会を支える人材を育成、農業の継続や農業後継者の付加価値となるような価値の可視化を行っています。

一部水田では除草剤の使用量を抑えるほか、町内の生ごみ等から生成されるメタン発酵消化液（液肥）を稻作の肥料として活用。外来生物は非常に少なく、外来生物を持ち込まないことを地域で周知徹底しています。



参考：30by30（環境省ホームページ）、〈南三陸なう〉（南三陸町ホームページ）

(3) 水辺の保全と再生

本町の内陸には八幡川、水尻川、水戸辺川等の河川や農業用水路等があり、町の東は志津川湾や太平洋に面しています。これらの水辺は動植物の生育・生息環境として、また町民等にとって自然を理解し、自然と触れ合えるレクリエーションの場として保全していきます。

方針1：二級河川の維持管理にあたっては、県等の関係機関と調整を行い、水辺環境の保全と再生に努めます。

方針2：準用河川や普通河川の維持管理にあたっては、周辺の景観や自然環境と調和するよう配慮し、多自然工法に留意した取り組みを推進します。

方針3：河川や海域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽の設置を推進するとともに、公共用水域（河川・海域）における水質検査を定期的に実施します。

方針4：河川や海岸等の水辺をきれいに保つとともに、水辺に親しむ機会となるような清掃や生物調査等のイベントを推進します。

代表的な個別事業

▶河川海域の水質検査事業

主な河川及び海域等公共水域の水質検査を定期的に行い、環境基準の維持に努めます。

数値目標

| 個別事業 | 指標 | 現況 令和6(2024)年 | 目標 令和17(2035)年 |
|-------------|----------------|------------------|-------------------|
| 河川海域の水質検査事業 | 河川におけるBODの環境基準 | 100% | 100% |
| | 海域におけるCODの環境基準 | 92.8% | 100% |

町民等の役割

| | |
|-----|------------------------------------|
| 町民 | 河川や海岸の美化活動へ積極的に参加する。 |
| | 身近な水辺を大切にし、河川や海岸以外にも湧水がある環境を大切にする。 |
| | 生活排水を適正に処理し、土壤、河川、海域を汚さないようにする。 |
| | 分解されやすい洗剤等、環境にやさしい製品を使用する。 |
| 事業者 | 水質をモニタリングする。 |
| | 施工中や操業時における濁水や汚水の発生を低減・防止する。 |
| | 農薬や化学肥料を減量し、積極的に液肥を利用する。 |
| | 適正な汚水処理をする。 |
| | 雨水利用や節水を行い水資源の保全を心がける。 |

(4) 海洋資源の保全と活用

水産業は本町の基幹産業であり、海の恵みである水産資源の漁獲量は、海洋環境の健全性や水産業の持続可能性を示す指標となります。本町では伝統産業としてシロザケのふ化・放流を行ってきましたが、近年の海水温の上昇等の影響から漁獲量は大きく減少しています。こうした環境変化に対応しながら、海洋資源の発掘や水産物のブランド化等に取り組み、環境にやさしい漁業を推進します。

方針1：志津川湾の海藻・海草藻場の再生・保全に取り組み、水質の浄化や生物多様性の保全に努めます。

方針2：資源管理型漁業や種苗の中間育成・放流等の水産動植物の増殖及び漁場の整備・管理を行い、水産資源の持続的利用を図ります。

方針3：海洋資源等の発掘や地域資源の永続的な活用方策の検討を目的とした調査・研究を促進します。

方針4：海水温の上昇等の環境変化が回遊性魚類等に及ぼす影響について情報を収集・整理し、漁業関係者や関係機関等と情報を共有します。

方針5：ASC認証やラムサール条約登録湿地等の環境のポテンシャルを活かし、南三陸水産物のブランド化の確立を図ります。

方針6：漁業関係者や釣り人に注意喚起して、漁業系ごみの流出を抑制します。

代表的な個別事業

▶ ASC認証事業

環境を守りながら養殖された水産物であることを示すASC認証の取得・PRを推進します。

▶ 水産種苗放流事業

漁協が行うアワビ稚貝等の種苗放流事業に対する補助を行います。

▶ 水産物水揚状況調査事業

卸売市場における水産物の漁獲量や単価等を調査します。調査で得られた情報をもとにニーズの把握やマーケティング調査等を実施し、地域資源の利用・活用につなげます。

町民等の役割

| | |
|-----|---|
| 町民 | ASC認証を受けた商品の購入等、環境に配慮した漁業を応援する。 海岸へのごみ捨て等の漁業環境の悪化となる行動をしない。 海浜の保全活動へ積極的に参加する。 |
| 事業者 | 計画的な漁場の使用や魚介類の種苗放流等、水産資源を維持、保全する。 研究機関同士の連携による海・山が一体となった研究を推進する。 水質のモニタリングを実施する。 漁業の際に発生したごみを適正に処理する。(野外焼却や海洋投棄の防止) 漁業体験イベント等を実施する。 |

本町には、里山や森林、農地、河川、海域等、異なるタイプの生態系があり、それぞれ多様な生物の生育・生息の場になっています。これらの地域の生態系等で特に重要なものには国立公園指定等の保護策がとられていますが、地球温暖化に伴う気候変動や外来生物の増加等が、在来の生物に影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした生物多様性の危機に対処するため、生物多様性の損失を止めるだけでなく回復に転じさせるネイチャーポジティブの実現を目指し、本町の在来生物を保護・保全するとともに、農作物被害等をもたらす野生鳥獣を適正管理する等、バランスのとれた取り組みを推進します。

◆生物多様性の恵みと危機

生物多様性はその恵みとして、酸素の供給や気候の安定、土壤の養分供給等、生命の生存基盤を形成してきました。また、人間にとては、食料、医薬品、木材等、暮らしを支える基礎的な恵みとして、地域文化や自然と共生してきた知恵と伝統等、文化面の基盤としての恵みにもなってきました。しかし、今日において生物多様性は4つの危機に直面しています。

第1の危機：開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

第2の危機：里地里山等の手入れ不足による自然の質の低下

第3の危機：外来種等の持ち込みによる生態系のかく乱

第4の危機：地球環境の変化による危機

これらの危機は、本町においても例外ではなく、生物多様性を保全または回復し、将来にわたってその恵みを享受していくよう取り組むことが大切です。

(1) 健全な生態系の保全・再生

本町の人々の暮らしは、古くから地域に固有の生態系のなかで育まれてきました。土壤条件に合う畠作や山菜、獣類、川や海の魚介類等、山の幸、海の幸が人々の食を支え、やがて集落は広がり、生業は活発化しても、地域の生態系は人々の活動を受け入れてきました。こうした自然と人との共生バランスが崩れかけている今日、健全な生態系を取り戻し、持続可能な社会を構築する必要があります。そのためには、地域生態系のなかで育まれた人間の生活と生物多様性について知り、その上でこれらを保全、再生していくことが求められます。

方針1：ネイチャーポジティブ自治体の認証を目指し、自然環境への取り組みを充実させます。

方針2：ラムサール条約登録湿地の拡張を目指すとともに、「志津川湾保全・活用計画」に基づく取り組みを推進します。

方針3：ラムサール条約登録湿地以外の保護地域（例：自然共生サイト）の拡張を検討します。

方針4：地域単位で指定されている自然公園等の保護・保全が浸透するよう普及啓発に努めます。

方針5：水域及び陸域の生物調査を推進し、本町の野生生物データのさらなる充実を図るとともに、希少動植物の保護策を検討します。

方針6：在来の野生生物を脅かす外来種（移入種）による生態系への悪影響を防止します。

方針7：町が公共事業を実施する際は自然環境への配慮を行い、地域生態系の連続性や生物の生育・生息環境へ悪影響が及ばないよう努めます。

方針8：町民や事業者が地域生態系や生物多様性について知る機会を増やし、自然との共生への理解を深めます。

◆生物等の保護・保全地域

本町に見られる多様な自然環境は、「三陸復興国立公園」や「ラムサール条約登録湿地」として保全されているほか、国指定天然記念物の「椿島暖地性植物群落」、環境省の特定植物群落に選定されている「荒島のタブノキ林」、県の希少な植物群落に選定されている「歌津半島のタブノキ群落」等、主に沿岸域から海域にかけて保全されています。また、鳥獣保護区も令和6（2024）年度現在、6箇所指定されています。

代表的な個別事業

▶志津川湾保全・活用計画推進事業

志津川湾の保全・活用方針に基づいた取り組みを推進します。

▶ラムサール条約登録湿地拡張推進事業

重要な湿地である干潟等のデータを収集し、志津川湾で未登録区域の登録を目指します。計画の推進にあたっては「志津川湾保全・活用計画」に準じます。

町民等の役割

| | |
|-----|--------------------------------|
| 町民 | 人間の暮らしと生態系や生物多様性との関わりを理解する。 |
| | 地域生態系に配慮した行動を実践する。 |
| | 自然観察会等の自然とふれあえるイベントへ積極的に参加する。 |
| | 外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を守る。 |
| 事業者 | 人間の暮らしと生態系や生物多様性の関りを理解する。 |
| | 地域生態系に配慮した事業活動を実践する。 |
| | 外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を守る。 |
| | 野生生物の生育・生息環境等における開発等を控える。 |
| | 農薬や化学肥料を減量し、環境に配慮した農業経営に取り組む。 |



上：志津川湾は、平成30（2018）年10月18日にラムサール条約湿地に登録されました。日本では52番目、世界では2,358番目となる登録でした。

右上：コクガン（環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類）
右下：イヌワシ（環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠB類）



基本施策

（2）鳥獣の適正な保護・管理

本町では、従来から小動物や鳥類による多くの被害がありましたが、近年ではニホンジカやイノシシの個体数が増加し、農作物被害や目撃情報が増加している状況にあります。

こうした農作物への被害を防止するため、農家が実施する有害鳥獣被害防止対策に要する経費に対し補助金を交付しているほか、「南三陸町鳥獣被害防止計画」に基づく鳥獣被害の軽減を図っています。

方針1：地域生態系に影響を及ぼすおそれがあるため、希少種等の野生生物の不適切な捕獲や採取は防止します。

方針2：南三陸町鳥獣被害防止計画に基づき、南三陸町鳥獣被害対策実施隊により駆除活動を実施し、継続的に有害鳥獣被害の軽減を図ります。

方針3：農作物被害を防止するために農家が実施する有害鳥獣被害防止対策について、補助金の交付を継続、推進します。

方針4：有害鳥獣被害防止に関する知識の普及活動（広報による啓発、講習会等）を推進します。

◆南三陸町鳥獣被害防止計画の対象鳥獣

スズメ、カラス、カルガモ、キジバト、ドバト、ゴイサギ、ニホンザル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、ニホンジカ、ツキノワグマ

代表的な個別事業

▶鳥獣被害防止計画推進事業

本町の実情に応じた鳥獣被害防止計画を継続します。

町民等の役割

| | |
|-----|---|
| 町民 | 地域で連携し、ニホンジカやイノシシ、小型動物の侵入を防止する防護柵を設置する。 収穫後の野菜くずや廃棄作物等は農地に放置せず適切に処理する。 野生動物が隠れないよう農地周辺は草刈りする。 |
| 事業者 | 地域と連携し、ニホンジカやイノシシ、小型動物の侵入を防止する防護柵を設置する。 野菜くず等の生ごみは敷地内に放置せず適切に処理する。 町の鳥獣被害対策に協力する。 |

本町は、豊かな森林に覆われた山地から丘陵地へ標高を下げ、台地や段丘がリアス式海岸の波に洗われて、三陸復興国立公園を代表する景観を呈しています。こうした変化に富んだ地勢が生み出す景観地は、自然とのふれあいの場としての役割も担い、町民の日常生活に安らぎを与えてきました。地域生態系のなかで育まれた古くからの文化や生業が息づいている里山・里海景観には、生物多様性の視点から重要な森林、農地、沿岸域等が含まれ、これらの自然とのふれあいの場を将来にわたって保全していきます。

基本施策 (1) ふるさと景観の保全

本町のリアス式海岸上の豊富な眺望点や磯遊びや海水浴等の場、史跡・名勝・天然記念物等の本町の歴史を象徴する場、森林や農地等の自然との共生の場を、生物多様性や地域生態系にも通じるふるさと景観として保全します。

方針 1：公共事業や開発事業では、自然や歴史と調和した景観づくりに配慮します。

方針 2：地域と連携して里山・里海の景観保全に努め、ふるさと景観への意識啓発を推進します。

方針 3：地域の伝統行事を保全します。

方針 4：ラムサール条約登録湿地としての志津川湾を利活用し、ふるさと景観保全を活性化します。

方針 5：史跡・名勝地や町指定天然記念物である田東山ツツジ園を文化財としてだけでなく、ふるさと景観として保全します。

方針 6：自然との共生を実感する体験事業を推進します。

方針 7：景観計画の策定を検討します。

代表的な個別事業

▶グリーン・ツーリズムや農業体験の推進事業

みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会に加入し、農漁家レストランや直販所の情報発信、農漁家民宿民泊の受け入れ等の支援を行います。

数値目標

| 個別事業 | 指 標 | 現 態 令和 6(2024)年 | 目標 令和 17(2035)年 |
|----------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| グリーン・ツーリズムや農業体験の推進事業 | グリーン・ツーリズム実践者数 (年間) | 2,060 人 | 2,200 人 |

町民等の役割

| | |
|-----|--------------------------------|
| 町民 | ふるさと景観について理解する。 |
| | 地域の歴史・文化や自然との関りを理解する。 |
| | 地域の美化活動等に参加する。 |
| 事業者 | ふるさと景観について理解する。 |
| | 地域の歴史・文化や森林・農地等を保全する。 |
| | 社屋等の増改築・新築にあたっては周辺景観との調和に配慮する。 |
| | 体験事業やグリーン・ツーリズム等を実施する。 |



里山景観



海水浴場



田東山ツツジ園



松笠屋敷



水戸辺獅子踊り



干潟調査の体験



リアス式海岸

2-2 安全で安心して暮らせるまち

基本目標
I

水環境の保全

水は生命の源であり、人間を含む多様な生態系の維持に恩恵を与え、水が循環する過程では、人間の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に多大な役割を果たしてきました。水の循環とは、水が、蒸発、降下、流下または浸透により、海域等に至る過程で、地表水や地下水として河川の流域を中心に循環することをいいます。

本町は、分水嶺で囲まれて海域に面しているため、各河川の流域は町内で完結しており、町全体がひとつの流域圏をなしています。雨や湧水を集めて流れる本町の河川は、治水（洪水防止等）、利水（農業用水等）、環境（生物生息環境等）のほか、浄化作用等の役割を担い、地下水や一部ダム湖の貯水は本町の飲料水になります。こうした水環境をかけがえのない資源として保全し、健全な水環境を有効活用していきます。

基本施策 (1) 水資源の保全と活用

森林や農地等の水源涵養地はもとより、その他の緑地等も水源涵養地と位置づけることで、雨水の地下浸透を促進し、安定的な地下水位を維持するとともに健全な水循環を保全し、限りある水資源を有効に活用していきます。

方針1：森林や農地をはじめとした雨水浸透域の水源涵養機能を保全します。

方針2：水需要と水供給のバランスの取れた水資源の貯留ができるよう日常的な節水を啓発します。

方針3：水循環や水資源の保全に関する啓発を推進します。

方針4：合併浄化槽の普及を推進し、単独浄化槽から合併浄化槽への転換について補助します。

方針5：水源涵養地における不法投棄等による土壤や地下水の汚染を防止するため、啓発やパトロール等を実施します。



代表的な個別事業

▶合併浄化槽推進事業

下水道処理区域及び漁業集落排水処理区域以外の地域で生活雑排水による水質汚濁を防止するため、循環型社会形成推進交付金を活用して、合併浄化槽等の設置に要する経費の一部を補助します。

数値目標

| 個別事業 | 指 標 | 現 況 令和 6(2024)年 | 目標 令和 17(2035)年 |
|-----------|----------------------------|--------------------|--------------------|
| 合併浄化槽推進事業 | 生活排水処理率 (下水処理・漁業排水処理除く) | 68.5% | 80% |

町民等の役割

| | |
|-----|---------------------------|
| 町 民 | 水循環の仕組みや水源地の大切さを理解する。 |
| | 日常的に節水を心がける。 |
| | 花の水やり等で雨水を有効に活用する。 |
| | 河川や海岸の美化活動に積極的に参加する。 |
| 事業者 | 水循環の仕組みや水源地の大切さを理解する。 |
| | 事業活動での節水に努める。 |
| | 敷地内における雨水貯留・浸透施設の導入を検討する。 |
| | 河川や海岸の清掃活動等、環境保全に努める。 |

基本施策 (2) 水質の保全

本町では、町内の水質を良好に維持・向上させていくため、公共用水域（河川・海域）における水質検査を毎年定期的に実施するとともに、水道水源における定期的な水質検査を実施してきました。今後もこれらの検査を継続するとともに、水環境への影響が大きい土壌環境についても必要に応じて調査や監視を実施していきます。

方針 1：公共用水域（河川・海域）の定期的・継続的な水質検査を行い、環境基準等の維持・改善に努めます。

方針 2：下水道処理区域や漁業集落排水処理区域等、区域の特性に合わせた生活排水処理施設の整備・維持管理に努めます。

方針 3：合併浄化槽の普及を推進し、単独浄化槽から合併浄化槽への転換についても補助します。

方針 4：事業活動に伴う排水について、必要に応じて事業所への立ち入り調査や指導を行います。

方針 5：農薬等の低減化を啓発し、土壌への負荷を軽減します。

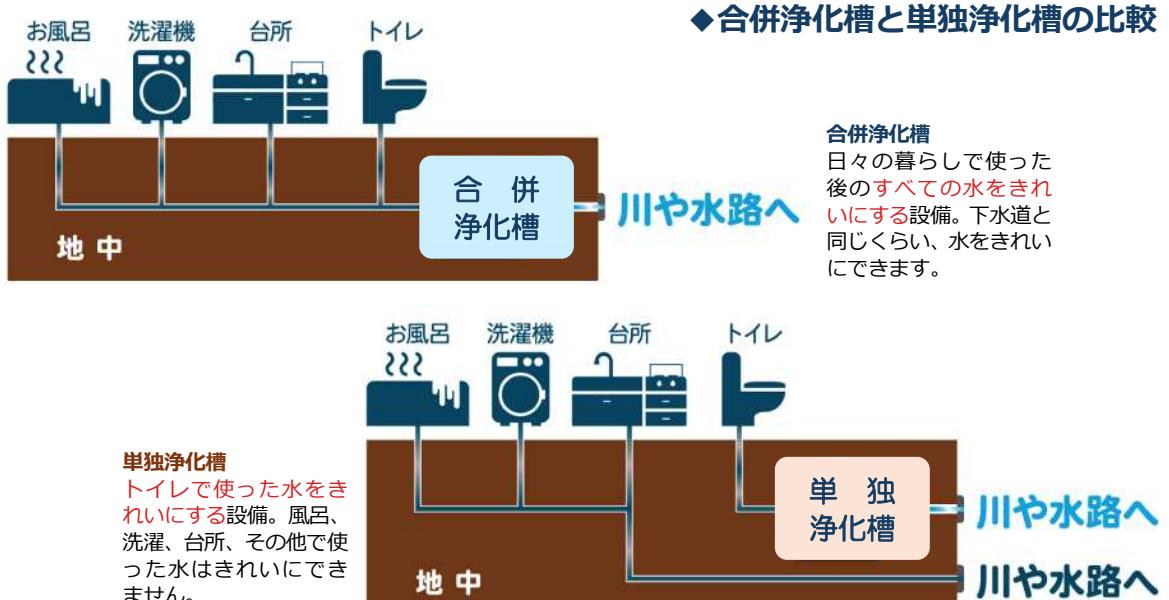
代表的な個別事業

▶合併浄化槽推進事業（再掲）

下水道処理区域及び漁業集落排水処理区域以外の地域で生活雑排水による水質汚濁を防止するため、循環型社会形成推進交付金を活用して、合併浄化槽等の設置に要する経費の一部を補助します。

▶下水道処理施設等の維持管理・更新、長寿命化事業

下水道ストックマネジメント計画に基づいた改築や更新を推進します。



町民等の
役割

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 町民 | 公共下水道や漁業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽への転換を進める。 |
| | 排水口に廃油や食べかすを流さないようにする。 |
| | 河川や海岸の美化活動に積極的に参加する。 |
| 事業者 | 公共下水道や漁業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽への転換を進める。 |
| | 事業排水等の水質をモニタリングする。 |
| | 農薬等の低減化に努める。 |
| | 施工中や操業時には濁水や汚水の発生を低減・防止する。 |

自然環境に恵まれた本町では、人々はきれいな空気や静けさを当たり前のように享受しながら日々を暮らしています。空気や水がきれいであることは、人間だけでなく多様な生物にとっても、生存し続けるための前提条件です。

本町では、南三陸町環境基本条例に基づき、公害の原因となる行為に対して必要な規制措置を講じて、公害の防止に努めてきました。大気環境（騒音・振動、悪臭、大気汚染等）については、事業活動や自動車交通等に加えて近隣住民による日常的な営み等も原因となるため、町民生活を脅かすこれらの公害の発生原因の除去と発生の防止に向けた継続的な取り組みを推進していきます。

基本施策 (1) 大気汚染、騒音・振動、悪臭等の防止対策

本町の大気環境は概ね良好^{※1}な状況ですが、大気汚染物質^{※2}のひとつである光化学オキシダントについては環境基準を超過しています。このように環境基準を超過しているものについては、環境基準の達成を目指し、環境基準を達成しているものについては、現状維持、またはさらなる低減を目指します。

そのほか、都市型公害ともいえる騒音や悪臭に関しては良好状態を保っており、今後、町民等の苦情等が発生しないよう予防的に取り組んでいきます。

方針 1：事業所や工事現場、飲食店等、大気汚染や騒音・振動、悪臭等の発生源に対し、法令や条例に基づく規制を周知・指導し、公害の未然防止や大気環境への負荷の低減に努めます。

方針 2：町は率先して環境に配慮した次世代自動車を導入するとともに、事業者や町民に対しても次世代自動車の導入を啓発します。

方針 3：町民の移動手段について、公共交通機関や自転車の利用、歩行を増やすよう周知します。

方針 4：野焼きは悪臭や煙、健康被害等、近隣住民とのトラブルになるため、原則禁止を周知します。

※1：「良好」：本町には大気汚染常時監視測定局は設置されていないため、近隣の気仙沼測定局における令和5（2023）年度の測定結果です。

※2：「大気汚染物質」：人の健康に影響を及ぼす代表的な大気汚染物質には環境基準が定められており、環境中の濃度がその値を超えないように監視されています。

・二酸化硫黄（SO₂）：石油や石炭等の化石燃料に含まれる硫黄成分が燃焼により酸化されてできます。地域の大気汚染をもたらすとともに、長距離移動して酸性降下物として広い範囲に影響を及ぼします。

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

・二酸化窒素（NO₂）：石油や石炭等の化石燃料が燃焼する時に主に空気中に含まれる窒素が酸化されて生成した一酸化窒素（NO）が更に酸化されてできます。

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

・光化学オキシダント（O_x）：光化学オキシダントは、工場、事業所や自動車等の発生源から排出された窒素酸化物や揮発性有機化合物及び植物起源の炭化水素が大気中で光化学反応を起こして生成します。光化学オキシダントのほとんどはオゾンです。

【環境基準】1時間値が0.06ppm以下であること。

・浮遊粒子状物質（SPM）：大気中に浮遊して存在する粒径10μg（0.01mm）以下の粒子のことで、黄砂や火山灰等の自然起源のもの、工場や自動車等から排出されるすす等の人為起源のもの、大気中のガス状物質が化学的に変化して二次的に生成されるもの等があります。

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

・微小粒子状物質（PM2.5）：浮遊粒子状物質の中でも粒径2.5μg（0.0025mm）以下の微小粒子のことです。肺の深部に侵入、沈着しやすく、発がん性等を有する有害成分が多いといわれています。

【環境基準】1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

代表的な個別事業

▶事業場等に対する指導、啓発事業

事業者が、工場・事業場に騒音又は振動に係る特定施設を設置する場合は、騒音・振動関係特定施設設置届の関係機関への提出を促します。また、住民から公害に関する苦情を受けた場合は、現場の確認や当該者に注意を促す等の指導を行います。

数値目標

| 個別事業 | 指 標 | 現 態 令和 6(2024)年 | 目標 令和 17(2035)年 |
|-----------------|------|--------------------|--------------------|
| 事業場等に対する指導、啓発事業 | 苦情件数 | 0 件 | 0 件 |

町民等の役割

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 町 民 | 公共交通機関の利用を心がけ、自家用車の利用を控える。 |
| | 積極的に環境に配慮した次世代自動車を導入する。 |
| | 自動車の運転では、アイドリングストップ等のエコドライブを心がける。 |
| | 日常生活では、騒音や悪臭の原因となる行為は慎む。 |
| 事業者 | 事業活動では環境関連法令等を遵守する。 |
| | 業務用車両は環境に配慮した次世代自動車を導入する。 |
| | 業務用設備は省エネルギー型を導入し、公害の発生を防止する。 |
| | 解体・建築工事では、粉じんや騒音・振動、悪臭の発生を抑制する。 |



BRT

JR 気仙沼線 BRT は、気仙沼・登米方面をつなぐ広域交通であるとともに、町内の基幹的公共交通として陸前戸倉駅、志津川駅、南三陸町役場・病院前駅、志津川中央団地駅、清水浜駅、歌津駅、陸前港駅をつなぐ役割を担っています。

現在、さまざまな形で流通している化学物質は数万種類あるといわれ、人々の生活を豊かで快適にする上で欠かすことができないものです。しかし、内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）、ダイオキシン類、P C B 等が社会問題になる等、化学物質は、その生産、使用及び廃棄の仕方によっては人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、化学物質が環境を通じて人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性を「環境リスク」として捉え、未然防止の観点から、その低減を図ります。

基本施策 (1) 有害化学物質対策

ダイオキシン類等の有害化学物質については、現状把握に努め、関係法令に基づく取り組みを推進するとともに、最新の知見を収集し、事業者や町民との共有に努めます。

方針 1：有害化学物質を使用し、排出のおそれのある工場・事業場等に対して、関係法令等に基づく規制を周知するとともに、指導を行います。

方針 2：必要に応じて大気、河川、土壤等における有害化学物質やダイオキシン類の調査を実施し、汚染状況の把握に努め、その結果を公表します。

方針 3：事業者に対して PRTR 制度及び SDS 制度の周知を図るとともに、化学物質の適正な取り扱いや自主的な管理を促します。

方針 4：関連法規制や有害化学物質の最新情報の把握に努め、事業者や町民に情報を提供します。

代表的な個別事業

▶モニタリング事業

大気、河川、土壤等の有害化学物質の継続的なモニタリングを実施します。

町民等の役割

| | |
|-----|---|
| 町民 | 有害化学物質に关心を持ち、正しい知識を身につける。 家屋等の新築や改築にあたって、有害な建材や塗料を使用しない。 除草剤や農薬は適正に使用・管理する。 |
| 事業者 | ばい煙や排水等を自主的に測定し、その結果の公表に努める。 解体工事等にあたっては、アスベスト等の飛散を防止する。 PRTR 制度及び SDS 制度を理解し、有害化学物質を適正に管理する。 除草剤や農薬は適正に使用・管理し、学校や保育所、病院等の周囲では使用しない。 |

2-3 循環と脱炭素を目指すまち

基本目標
I

循環型社会の推進

使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊等、様々な環境問題にも密接に関係しています。こうした社会の悪循環から脱却し、持続可能な地域と社会づくりを実現するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行を推進することが重要です。その一環として、本町では「南三陸町バイオマス産業都市構想」を策定し、資源循環型社会の形成に向けた取り組みを推進しています。

基本施策

（1）廃棄物の適正処理

ごみの減量化・資源化を徹底し、資源循環型社会を実現するためには、町民・事業者の協力が不可欠です。そのため、地域と連携しながら4Rを推進するとともに、ごみ分別や産業廃棄物の適正処理について啓発を行う等、廃棄物の効率的かつ適正な処理を推進します。

方針1：廃棄物を減量化するために4R^{※3}や食品ロスの削減を啓発し、資源効率性を高めます。

方針2：容器包装プラスチック以外の製品プラスチックの分別収集等のごみ処理システムの変更を検討します。

方針3：町民や事業者に対して資源循環型社会の理解のため、広報・PR活動を行うとともに、小学校の環境学習等における見学を受け入れる等、研修機会を提供します。

方針4：バイオガス化施設（南三陸BIO）における生ごみの資源化（バイオガス、液肥）を更に促進します。

方針5：誰もが住み良いきれいなまちづくりを目指すため、環境保全に関するイベントの開催や地域における自主的な清掃活動に対して場所・用具・情報の提供を行います。

方針6：看板を設置するほか警察等と連携することで散在性ごみや不法投棄の未然防止に努めるとともに、発生時には適切に対応します。

方針7：地区の衛生組合等との連携を強化し、廃棄物の適正かつ効率的な処理を推進します。

方針8：衛生組合のごみ分別指導や循環型社会づくりの活動に係る人材育成について、町が支援を行います。

※3：「4R」：リデュース（Reduce）：ごみを「へらす」、リユース（Reuse）：ものを大切に「つかう」、リサイクル（Recycle）：分別して資源に「もどす」、リフューズ（Refuse）：ごみになるものの受け取りを「断る」

代表的な個別事業

▶廃棄物の再資源化事業

資源ごみの資源化率を高めます。

▶不法投棄・ポイ捨て防止の推進事業

宮城県や関係自治体、衛生組合等との連携を強化し、不法投棄やポイ捨ての防止対策（パトロール、啓発）を推進します。

数値目標

| 個別事業 | 指標 | 現況 令和6(2024)年 | 目標 令和17(2035)年 |
|------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 廃棄物の再資源化事業 | 年間資源化量（リサイクル前） | 650 t | 710 t |
| 不法投棄・ポイ捨て防止の推進事業 | 不法投棄件数 | 1 件 | 0 件 |

町民等の役割

町民

資源循環型社会やバイオマス関連事業について理解する。

廃棄物減量のため4Rに努める。

可能であれば、エコバッグやマイボトルを持参し、使い捨て製品の購入を控える。

廃棄物の減量及び適正な処理に関する町の施策に協力する。

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する。

資源循環型社会やバイオマス関連事業について理解する。

事業者

廃棄物減量のため4Rに努める。

生産から廃棄までの全過程で廃棄物が少ない製品の開発や製造に努める。

処理・再生事業者は、廃棄物の適正な処理及び再生利用に努める。

廃棄物の減量及び適正な処理に関する町の施策に協力する。

脱炭素の推進

本町は、南三陸町地球温暖化対策実行計画を策定し、町内公共施設や公用車両の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用拡大等に努めてきましたが、国の令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年ネット・ゼロ」を実現するため、町民や事業者、行政が一体となって、再生可能エネルギーの導入やバイオマス産業都市構想等を推進し、脱炭素社会を構築していきます。

（1）省エネルギーの推進

省エネルギーは、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出削減のため、また、わが国がほとんど輸入に頼っているエネルギーを浪費せず安定供給を確保するといった側面を持ちます。

本町では、これまでに引き続き、町民、事業者、行政の省エネルギー行動の実践や、省エネ機器・設備の普及等により、温室効果ガスの削減を図ります。

方針1：省エネ性能の高い家電・設備の普及促進に努めます。

方針2：公共施設におけるエネルギーコストを削減するとともに、省エネルギー化を促進します。

方針3：町民の移動手段について、公共交通機関や自転車の利用、歩行を増やすよう周知します。

方針4：事業所等へ省エネルギー性能の高い設備等の導入を促進します。

代表的な個別事業

▶省エネルギー対策推進事業

みやぎ環境交付金事業等を活用した公共施設等の省エネルギー化の推進を図ります。

数値目標

| 個別事業 | 指標 | 現況 令和6(2024)年 | 目標 令和17(2035)年 |
|--------------|----------------------|------------------|-------------------|
| 省エネルギー対策推進事業 | 町の事務事業における温室効果ガスの排出量 | 3,698 t -CO2 | 2,971 t -CO2 |

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 町民 | 節電や節水、エコドライブ、次世代自動車の導入等、省エネルギーに努める。 |
| | 公共交通機関を積極的に利用する。 |
| | 住宅の新築、増改築をする際に建築物の省エネ化に努める。 |
| 事業者 | 環境マネジメントシステムを導入する等、環境配慮や省エネルギーに努める。 |
| | 省エネルギー性能の高い設備等を導入する。 |
| | 節電や節水、エコドライブ、次世代自動車の導入等、省エネルギーに努める。 |
| | 事業所・工場等の新築、増改築をする際に建築物の省エネ化に努める。 |

(2) 二酸化炭素吸収源の確保

森林等が吸収・貯留した炭素をグリーンカーボンと呼び、海中の生態系（海草・海藻や干潟等）が吸収・貯留した炭素をブルーカーボンと呼びます。本町には、二酸化炭素の吸収源となる森林や海藻群落が豊富に存在します。これらの吸収源を保全し、温室効果ガスの削減に努めています。

方針1：森林や農地、志津川湾の海藻群落を保全します。

方針2：公園や緑地、街路樹等、市街地等の身近な緑を維持管理・保全します。

方針3：森林等や海藻群落と温室効果ガスの関係に関して、町民や事業者に啓発します。

方針4：緑化や森林管理、海藻群落の保全・再生に取り組む団体等との連携に努めます。

代表的な個別事業

▶フォレストック認定事業

一般社団法人フォレストック協会から認定を受けた森林は、その森が吸収する炭素ガスの吸収量を販売する事が可能となります。本町は一般社団法人フォレストック協会が認定する町有林が吸収するCO₂吸収量を民間事業者等に売却し、その売却益を原資として、町内の森林整備を促進します。

▶森林管理・植林事業の推進事業

林業経営の安定と所得確保による林業振興を図るため、適正かつ計画的な森林管理（間伐・病害虫防除）を実施し、良質な木材生産を推進するとともに、FSC認証※による南三陸杉のブランドを確立し、多様な建築資材への活用を推進します。

▶海洋CO₂吸収事業

震災後に減少した海藻群落を再生するための調査、試験等の実施を支援します。

数値目標

| 個別事業 | 指標 | 現況 令和6(2024)年 | 目標 令和17(2035)年 |
|------------------------|----------------------------------|------------------------|--------------------------|
| フォレストック認定事業 | CO ₂ 吸収量クレジット (年間) | 161 t -CO ₂ | 3,216 t -CO ₂ |
| 海洋CO ₂ 吸収事業 | ブルークレジット 認証吸収量 (年間) | 4.5 t -CO ₂ | 15 t -CO ₂ |

町民等の役割

町民

自宅の庭や生垣、壁面等の身近な緑化に努める。

自然とふれあえるイベントへ積極的に参加し、森林等の役割を理解する。

事業者

森林を適正に育成・管理する。

事業所敷地内の緑化に努める。

森林等や海藻群落と温室効果ガスの関係を理解する。

(3) 再生可能エネルギーの導入

脱炭素を実現するためには、石油や石炭等の化石燃料への依存から脱却し、太陽光や風力、地熱、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーを導入することが必要不可欠です。

本町においても、公共施設等への太陽光発電設備の設置を進めているほか、バイオマスを利用した発電事業を推進しています。これらの取り組みは、災害時における自立分散型の緊急用電源としての役割を担うことにもなるため、引き続き、自然や景観、地域住民、災害等に配慮しながら再生可能エネルギーを導入していきます。

方針 1：町民や事業者が再生可能エネルギーについて理解するよう情報発信に努めます。

方針 2：補助金制度により、町民や事業者の再生可能エネルギー設備導入を促進します。

方針 3：再生可能エネルギー発電設備の導入に関する情報提供により、事業者の再生可能エネルギー導入を支援します。

方針 4：再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保護・保全の両立を図ります。

方針 5：策定済みの地球温暖化対策実行計画の事務事業編に続き、区域施策編の策定を検討します。

個別事業

▶再生可能エネルギー等の導入事業

防災拠点となる公共施設等のほか町民・事業者においても、発災時のエネルギーを確保するとともに、平常時のCO₂排出量を削減するために、太陽光発電や蓄電池、ペレットボイラー、ペレットストーブ等を導入します。

▶住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業

住宅において太陽光発電設備を導入する際に補助を行い、太陽光発電の普及・促進を図るとともに、住宅用蓄電池への助成についても検討します。

数値目標

| 個別事業 | 指標 | 現況 令和6(2024)年 | 目標 令和17(2035)年 |
|--------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業 | 住宅用太陽光発電導入補助件数 | 456 件 | 550 件 |

町民等の役割

町民

再生可能エネルギーについて理解する。

太陽光発電等の再生可能エネルギー設備等の自立分散型エネルギーを導入する。

事業者

再生可能エネルギーについて理解する。

太陽光発電等の再生可能エネルギー設備等の自立分散型エネルギーを導入する。

発電事業者等は関係法令・条例等を遵守し、本町の自然環境等を保護・保全する。

(4) バイオマス産業都市の推進

町内に豊富に存在するバイオマス（生物資源）を有効活用する「南三陸町バイオマス産業都市構想」は、震災からの復興を契機に、平成26（2014）年にスタートし、①災害に強いまちづくり、②産業振興・雇用創出、③自立分散型社会システムの構築を柱として、現在も着実に関連事業を進めています。

バイオガス施設「南三陸B I O（ビオ）」の取り組みでは、生ごみ、し尿・合併浄化槽汚泥（余剰汚泥）を原料としてバイオガスと液肥を生産しています。バイオガスは発電に利用され、施設内での利用や余剰分は電力会社に売電しています。また、液肥は農地に供給し環境保全型農業に寄与しているほか、町内各所に液肥タンクを設置して町民等に無償提供されています。

バイオマス産業都市の取り組みでは、木質ペレット事業も実施しており、病院や学校等へ木質ペレットボイラーシステムやペレットストーブが導入され、一般家庭においてもペレットストーブの利用者がいます。

今後とも、バイオマス産業都市の取り組みを推進していきます。

◆南三陸B I O

町内の家庭や事業所から排出される生ごみやし尿、汚泥等を手前の施設に搬入します。生ごみは原材料として不適切な物を除去及び破碎を行い、し尿や汚泥とともに後方にあるメタン発酵槽に投入してバイオガスと液肥を生成します。バイオガスはガスホルダーに、液肥は液肥タンクへ貯蔵されます。



方針1：町民や事業者の理解を深めるためバイオマス産業都市構想の情報発信に努めます。

方針2：自立分散型の再生可能エネルギー発電事業の拡大を推進するとともに、液肥のさらなる普及を推進します。

方針3：一般家庭へのペレットストーブのさらなる普及策について検討します。

方針4：町民や事業者、団体等が参加する機会を検討し、バイオマス産業都市を推進する気運の高揚を図ります。

方針5：策定から10年が経過したバイオマス産業都市構想を点検・見直し、第2次バイオマス産業都市構想の策定を検討します。

方針6：バイオマスの未利用エネルギーについて調査・研究に努めます。

個別事業

▶バイオガス事業

バイオマスエネルギーの利活用による資源循環型社会を構築します。

▶液肥普及活動事業

化成肥料に代えて液肥の利用を促進し、生産コストの縮減や農家の所得向上を図ります。

▶バイオマス利活用推進事業

林地残材その他の資源を有効に活用するため、バイオマスの有効活用を検討します。

数値目標

| 個別事業 | 指 標 | 現 況 令和 6(2024)年 | 目標 令和 17(2035)年 |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| バイオガス事業・液肥普及活動事業 | 液肥散布の供給量（年間） | 2,900 t | 3,300 t |
| バイオマス利活用推進事業 | ペレットストーブ等の導入台数（年間） | 1 台 | 5 台 |

町民等の役割

| | |
|-----|----------------------|
| 町 民 | バイオマス産業都市構想を理解する。 |
| | 生ごみに異物が混入しないよう気をつける。 |
| | ペレットストーブを導入する。 |
| 事業者 | バイオマス産業都市構想を理解する。 |
| | 農業事業者は液肥を積極的に使用する。 |
| | 山林を保全する。 |
| | 林地残材の有効利用を工夫する。 |



液肥は、町内各所に液肥タンクを設置して町民等に無償提供しています。



液肥は農地に散布され、環境保全型農業に寄与しています。

2-4 協働と学びが生まれるまち

基本目標
I

環境配慮行動

本計画の目指すべき環境像「里海里山 いのちめぐる風吹き渡る 南三陸 ～未来へとつないでゆこう～」を実現するためには、町民、事業者、町それぞれのライフスタイルの転換を促進し、自発的で積極的な行動を起こすことが重要です。

目指すべき環境像を支える「豊かな自然共生を実感できるまち」、「安全で安心して暮らせるまち」、「循環と脱炭素を目指すまち」、「協働と学びが生まれるまち」への取り組みは、町民、事業者、町を構成する一人ひとりが主人公となることで、持続可能な社会を実現することができます。

基本施策

(1) ライフスタイルの転換

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のライフスタイルは、自然生態系を劣化させ、地球温暖化を進行させ、廃棄物が環境を汚染する等、国際的・社会的な問題を生み出してきましたが、脱炭素を実現し、健全な自然生態系を取り戻し、無駄なく物質が循環する社会へ転換していくためには、私たち一人ひとりが、古いライフスタイルの負の遺産を自分のこととして捉え、環境問題に積極的に関わる行動を実践することが大切です。

方針1：経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指すSDGs等、環境保全にとって大切な取り組みの啓発に努めます。

方針2：ネイチャーポジティブやバイオマス産業都市等、町が率先して取り組んでいるテーマについて情報発信に努めます。

方針3：再生可能エネルギーの地産地消等、自立した社会形成のための啓発に努めます。

方針4：インターネット等により、ライフスタイルの転換に関する情報源の紹介に努めます。

方針5：4Rや食品ロスの削減等日常生活で取り組める行動の啓発に努めます。

方針6：環境美化を啓発し、環境美化活動等の実践を推進します。

方針7：環境マネジメントシステムや環境ビジネス情報等、事業者の環境配慮を啓発します。

代表的な個別事業

▶環境美化の啓発・推進事業

環境美化を推進して、清潔な町を目指します。また、町民等の自発的な環境美化活動を奨励、啓発します。

▶公共交通の利用促進事業

公共交通の利用を促進することで、温室効果ガスの削減を目指します。

▶リアスクリーン作戦事業

町民総ぐるみでゴミ拾い（リアスクリーン作戦）を実施して、地域の環境美化と町民の環境意識の向上を図ります。

数値目標

| 個別事業 | 指 標 | 現 態 令和 6(2024)年 | 目標 令和 17(2035)年 |
|--------------|------------------|--------------------|--------------------|
| 環境美化の啓発・推進事業 | アダプトプログラム登録団体数 | 1 団体 | 5 団体 |
| 公共交通の利用促進事業 | デマンド利用者数（年間延べ人数） | 6,400 人 | 7,680 人 |
| リアスクリーン作戦事業 | リアスクリーン作戦の年間参加人数 | — | 3,000 人 |

町民等の役割

| | |
|-----|----------------------------------|
| 町 民 | ネイチャーポジティブや循環型社会、脱炭素社会への理解を深める。 |
| | 環境関連のイベント、活動等に積極的に参加する。 |
| | 日常生活の省エネルギー化等、環境にやさしい暮らしを心がける。 |
| 事業者 | ネイチャーポジティブや循環型社会、脱炭素社会への理解を深める。 |
| | 環境関連のイベント等を主催するほか、積極的に地域活動に参加する。 |
| | 事業活動の見える化に努め、環境への取り組みを発信する。 |



乗合バス（デマンドバス）

本町では、町民バスの部路ごとに、時刻表形式の運行から予約型の乗合運行形式（デマンド運行）のデマンドバスを順次導入してきました。これにより、それまでのバス停よりも自宅の近くで乗降ができ、時刻表の運行本数に左右されないことで、町民バスの利便性が向上しています。

各主体の協働・連携

近年の環境課題は、環境のみならず経済や社会も統合的に考慮していく必要があり、複雑・多様化しています。こうした環境課題に対応するためには、町民・事業者・町がこれまで以上に協働・連携して取り組むことが必要不可欠です。更に広域的な課題では、町内のみでは対応できないこともあるため、町内外の垣根なく、あらゆる主体との協働・連携が必要になります。

(1) パートナーシップの構築

町民・事業者・町や各種活動団体等の各主体が、環境や地域の課題を共有し、活発な意見交換や活動の実践に参加できるような機会や仕組みづくりを推進します。また、広域連携や産官学連携等、課題解決に必要な協働・連携のあらゆる可能性を検討していきます。

方針1：町民、事業者、活動団体とのパートナーシップによる環境保全、地域づくり活動を推進します。

方針2：ネイチャーポジティブや循環型社会等、町の重点プロジェクトに係る取り組みを創出するため、

　町民や事業者、活動団体、町等が共に検討し、意見交換する「場」を設けます。

方針3：地域の主体的な取り組みを支援する仕組みづくりを進めます。

方針4：町に寄せられる町民や事業者、活動団体等からの提案・意見等について、双方向のコミュニケーションを図ります。

方針5：町単独では対応できない課題については、国や県、近隣自治体、あるいは産業界や学会等と情報共有を図り、協働・連携して取り組みます。

代表的な個別事業

▶多様な主体との連携強化事業

研究機関やナショナルNGO等との連携や町内外の民間企業等との連携を強化します。

町民等の役割

| | |
|-----|------------------------------------|
| 町民 | 地域の環境活動等に関心を持ち、積極的に参加する。 |
| | 町や活動団体等が開催する環境やまちづくりイベント等へ参加する。 |
| 事業者 | 地域の環境活動等への従業員の参加を奨励する。 |
| | 環境保全技術や環境活動等を事業者間で情報交換する。 |
| | 地域や自社の課題について町民や町、活動団体等と連携して、解決を図る。 |

環境教育と学びの場の整備

本町では、児童・生徒に対する自然・産業体験等の各種事業の実施や体制整備に努めるとともに、生涯学習の指導者育成にも力を入れてきました。こうした中で、町民や事業者がその役割を認識し、学校教育や生涯学習の中で環境教育の取り組みを進め、自主的な活動の拡大と、協働・連携の強化を図ります。

(1) 環境教育・人材育成の強化

次世代の環境保全及び持続可能な社会の構築の担い手を育成するためには、本町の自然環境や農林水産業等の伝統的な生業、更に循環型社会を目指す新たな技術や取り組みを学ぶことが大切です。

そのため、各種の体験活動や市民講座、学びの場等を提供することで、環境や地域づくりへの認識を深めてもらいます。また、南三陸町自然環境活用センターを拠点とした体験学習についても引き続き推進します。

方針1：町や事業者等が学校の環境学習関連の生徒を受け入れるほか、学校へ講師を派遣する等、学習機会を提供するよう調整します。

方針2：地域資源の調査・研究を行うとともに、環境に関する学習プログラムの提供等による人材育成、情報発信等を行います。

方針3：学校における環境美化への奉仕活動や総合学習における環境教育等、児童・生徒による環境活動を推進します。

方針4：幼児から児童・生徒を対象とする環境イベント等を実施します。

◆紙芝居

本町では、環境や循環をわかりやすく伝えるため、手づくり紙芝居「南三陸いのちのめぐりんものがたり」を使って、町内の保育所や学校で環境循環教育を推進しています。



代表的な個別事業

▶フィールドミュージアム運営協議会事業

石巻市や国等とともに、自然体験活動を通して、エコツーリズム及び環境教育を目的、複合的に推進します。

▶拠点機能の強化事業

南三陸町自然環境活用センターの活用や南三陸少年少女自然調査隊のPR等の支援を推進します。

数値目標

| 個別事業 | 指 標 | 現 情 令和 6(2024)年 | 目標 令和 17(2035)年 |
|-----------|----------------------------|--------------------|--------------------|
| 拠点機能の強化事業 | エコクラブ等の環境プログラム 参加者数（年間） | 1,200 人 | 1,300 人 |

町民等の役割

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 町 民 | 環境や地域づくりを学習・体験できるイベント等に参加する。 |
| | 環境や地域づくりに关心を持つ。 |
| | 南三陸町自然環境活用センターの町民参加イベントに参加する。 |
| 事業者 | 環境や地域づくりを学習・体験できるイベント等を町や学校と連携して運営する。 |
| | 学校等の総合学習における環境教育の一貫で、事業所の見学等を受け入れる。 |
| | 講師を派遣する等、環境教育事業を支援する。 |



漁業体験（定置網）



ワカメの授業



八幡川調査



ブルーカーボン創出（アマモの苗植え）



野鳥観察

本町の情報発信は、町ホームページや広報誌、SNS等を活用して行われていますが、南三陸町バイオマス産業都市構想等、本町の重点的な取り組みについて体系的な情報を得にくい等の課題があります。こうした課題の解消に取り組みながら、環境や持続可能な地域づくりをわかりやすく発信し、町民や事業者が環境や地域づくりに関心を持ち、積極的に行動するきっかけになるよう、さまざまな媒体を用いた情報発信に努めます。

(1) 情報発信の強化

町民や事業者、活動団体等の協働・連携活動をはじめ各種環境イベントの開催情報、生活・事業活動における環境配慮行動情報、環境関連の先進事例情報等、情報を必要とする主体に応じた情報発信をわかりやすく、継続的に推進します。

方針1：町のホームページでは、環境関連の町の取り組み情報を整理し、町民や事業者が容易に情報を見つけることができるよう工夫します。

方針2：ライフスタイルの転換や環境課題への取り組み情報、環境活動への参加が気軽にできるよう、いつでも誰でもが、わかりやすい形で容易に環境情報を入手できるように努めます。

方針3：国や県、公的研究機関、活動団体との連携を強化し、ホームページ上のリンク設定等、情報整備が効率的に行われるよう努めます。

方針4：町民の年齢層や事業者の職種等、多様な情報受信者に応じた情報発信に配慮します。

代表的な個別事業

▶広報誌・SNSの活用推進事業

広報誌の充実を図るとともに、ホームページやSNSの活用を推進します。

▶環境関連情報の配信・周知事業

環境関連のメール配信サービスを推進するとともに、環境関連の出前講座を周知します。

数値目標

| 個別事業 | 指標 | 現況 令和6(2024)年 | 目標 令和17(2035)年 |
|----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 広報誌・SNSの活用推進事業 | 広報誌・SNSへの掲載回数(年間) | 10回 | 20回 |
| 環境関連情報の配信・周知事業 | メール配信回数(年間) | 0回 | 10回 |

町民等の
役割

| | |
|-----|---|
| 町民 | 環境関連のメール配信サービスを利用する。 有益な情報と感じたら家族やまわりの友人等にも知らせる。 町の広報誌やホームページ、そのほかにも多様な媒体から環境情報を得る。 |
| 事業者 | 環境関連のメール配信サービスを利用する。 有益な情報であれば事業者間での共有に努める。 町の広報誌やホームページ、そのほかにも多様な媒体から環境情報を得る。 |

3. 重点プロジェクト

環境像「里海里山 いのちめぐる風吹き渡る 南三陸」や基本目標に記載した通り、本計画では「自然豊かな南三陸町」を「将来世代へ残す」ことを大きな柱としています。

特に、生物の多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」、及び持続可能な形で資源を循環的に利用する「循環型社会」が重要であると考えられます。

この2点を重点プロジェクトに指定し、各重点プロジェクトに関する個別事業を、特に推進する事業として指定します。

3-1 ネイチャーポジティブの推進

南三陸の暮らしと自然をより豊かに後世に引き継いでいくために、「ネイチャーポジティブ」を町の重点プロジェクトとして位置づけます。

なお、計画の推進に当たっては、単に生物多様性の保全再生を主目的にした事業を進めるだけでなく、本町の暮らしの豊かさや産業の価値向上、防災減災や資源循環等、様々な地域課題の解決に貢献して「結果的に生物多様性の保全・再生につながる」取り組みも積極的に推進します。また、民間団体が積極的に進めてきた活動も本計画に位置付け、官民学の連携を重視しながら取り組みを進めます。

▶ (1) 重点施策で目指すもの

これまでに町内で行われてきた様々な主体による、生物多様性の保全再生や自然を活かした地域づくりに関する活動を本計画に位置付けて更に加速することで、以下の5つの取り組みを進めます。なお、これらの目標はネイチャーポジティブに関する国際目標や日本の生物多様性国家戦略にも貢献するものとなっています。

目指すもの① ネイチャーポジティブ経済への移行

町内の土地利用や生産・消費のあり方全体を持続可能な形へと転換しながら一次産業の付加価値化にもつながる取り組みを進めます。具体的には、生物多様性の保全にも貢献しているFSC認証やASC認証、生ごみ等の再資源化、住宅等における地元産木材の消費促進等の取り組みを継続します。

関連する個別事業

- | | |
|--------------|-------------|
| ▶南三陸産材利用促進事業 | ▶廃棄物の再資源化事業 |
| ▶FSC認証事業 | ▶バイオガス事業 |
| ▶ASC認証事業 | ▶液肥普及活動事業 |

目指すもの② 生物多様性の保護地域の拡張

町内の生物多様性を保全する上で特に重要な場所について、保護地域の拡張を図ります。具体的には、志津川湾ラムサール条約登録湿地の登録面積の拡張を図ります。また、ラムサール条約登録湿地以外の保護地域（例：自然共生サイト）の拡張を検討します。

関連する個別事業

▶ラムサール条約登録湿地拡張推進事業

◆自然共生サイトと町内の保全重要地域

令和4（2022）年の生物多様性条約の会議では、地球上の面積の30%を保護地域にすることが国際目標として合意されました。日本では既に陸の約20%、海の約13%が保護地域になっているものの、自然環境保全のみを主目的とした保護地域を増やしていくことは容易ではありません。そこで注目されているのが「自然共生サイト」認定制度です。これは、民間によって結果的に生物多様性が保たれている場所を新たな保全地域として国が認定し国際登録するという制度です。既に南三陸町でも「南三陸FSC認証林」と「新童子下・童子下の田んぼ」の2箇所が認定されています。

町内には自然共生サイトに登録するのにふさわしい場所がまだまだ多くあります。日本自然保護協会と専門家による評価では、生物多様性保全上の重要地域が40箇所以上特定されています。現在自然共生サイトへの企業支援制度や税制優遇制度の準備も進められていることから、このような制度も活用しながら生物多様性の保全と地域の産業振興・価値向上が両立できる場所を増やしていくことが望されます。



黄色：生物多様性保全重要地域 赤色：南三陸町行政区域

町内の生物多様性保全重要地域

作成：公益財団法人 日本自然保護協会（高川晋一）

目指すもの③ 重要な生態系及び絶滅危惧種の保全・再生

本町の生物多様性を構成する貴重な生態系や絶滅危惧種の保全・再生を図ります。

具体的には、絶滅危惧種等の希少種の保全にもつながる天然記念物の保護や、ラムサール条約湿地に登録された志津川湾内の干潟や藻場の再生活動を進めます。また、生物多様性の保護地域（例：自然共生サイト）では、生物多様性に寄与する農業や林業を推進します。

なお、町だけでなく、民間事業者や国・NPO 等の多様な団体と連携することで、広域的な取り組みを進めます。そして、町全体でネイチャーポジティブを目指します。

関連する個別事業

▶志津川湾保全・活用計画事業

◆南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクト

イヌワシは、南三陸町の町鳥（シンボル）に指定されています。

日本の山の生態系の頂点に位置するとされるイヌワシと南三陸町との関わりは、昭和 30（1955）年にまで遡ります。当時の登米郡津山町（現：登米市）、桃生郡北上村（昭和 37（1962）年に町制施行して北上町、現：石巻市）及び本吉郡志津川町（現：南三陸町）に跨る翁倉山（532.4m）の麓で、日本で 3 番目、戦後では初となるイヌワシの繁殖巣が確認されました。以来、発見者である立花繁信氏、志津川愛鳥会創始者である田中完一氏、田中氏の跡を継いだ三浦孝夫氏ら地元の研究者により、イヌワシの生態調査と保全活動が連綿と続けられてきました。



背景図：地理院地図

翁倉山の位置

日本国内においてイヌワシは絶滅危惧 IB 類（近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）とされており、翁倉山域でも平成 24（2012）年以降、定着が見られなくなっています。長引く林業不況により管理が行き届かない森林が増加したこと、餌狩場に適した開けた山の環境が減少したことがイヌワシの危機的状況の要因と考えらえることから、官民連携しての南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクトが平成 28（2016）年に始動、令和 3（2021）年にはプロジェクトを母体として協議会が発足し、林業者によるイヌワシ生息環境の再生整備を意識した林業の振興と同時に、動物園で保全されている飼育下のイヌワシの野生復帰を目指す「南三陸イヌワシ野生復帰プロジェクト」が令和 5（2023）年にスタートしました。

持続可能な資源としての山のワיזユースが、イヌワシをはじめとする開けた山の環境を好む生物の多様性を保障する。イヌワシも共に暮らせる山の環境を取り戻すことが、地域の豊かな未来に繋がる。そんな取り組みが、ここ南三陸から始まろうとしています。

作成：南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクト協議会（鈴木卓也）

目指すもの④ 気候変動適応策との両立

気候変動は、生物多様性や地域の一次産業に悪影響を及ぼす最も大きな要因の一つです。その為、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を地域の自然環境への悪影響を回避・抑制しながら進めるとともに、化石燃料削減・炭素固定とネイチャー・ポジティブの双方に貢献する取り組みを積極的に進めます。具体的には、森林管理を通じた炭素固定の促進、藻場の再生を通じたブルーカーボン（藻場生態系による炭素固定）の取り組みの拡大、ペレットストーブの導入補助制度を通じた木質バイオマスの熱利用促進等を進めます。

関連する個別事業

- | | |
|------------------|---------------|
| ▶フォレストック事業 | ▶バイオガス事業 |
| ▶再生可能エネルギー等の導入事業 | ▶バイオマス利活用推進事業 |

目指すもの⑤ 「いのちめぐるまち」の学びと実践の場の拡大

本町では平成23（2011）年の震災以降、地域の自然資源の調査や保全・活用をキーワードとして、全国の様々な民間団体・研究機関等との連携や、町内の全学校における将来世代への環境教育・普及啓発活動、生物情報の収集や活用、ネイチャー・ポジティブにつながる全国的にも先駆的な取り組みが進んできました。様々な分野の主体や将来世代と共に、持続可能な地域社会を目指した取り組みを通じて学ぶ場が町内に多く存在していることは、既に本町の大きな強み・ブランドとなっています。「いのちめぐるまち」の学びと実践の場を引き続き維持拡大していくとともに、取り組みの中核的役割を担ってきた施設の一つである自然環境活用センターの機能・体制の充実を図ります。

関連する個別事業

- | | |
|---------------------|------------|
| ▶グリーン・ツーリズム農業体験推進事業 | ▶拠点機能の強化事業 |
| ▶フィールドミュージアム運営協議会事業 | |

（2）実施体制

ネイチャー・ポジティブの取り組みは、町（自然環境活用センターを含む）が主体となって、他の団体や協議会と連携を図りながら、推進していきます。



◆自然環境活用センター

自然環境活用センター（愛称：南三陸ネイチャーセンター）は、町の組織の一つであり、生物たちの営みを観察し学ぶための施設として平成11（1999）年度にスタートしました。本町では、町の恵まれた自然環境を活用して、町内外の利用者に質の高い環境教育プログラムを提供し人材育成を図りながら交流人口を増加させ、地域の活動につなげていくという目的のもとに「エコカレッジ事業」を展開していました。地方自治体が運営し、研究者が直接立ち上げと運営に携わるという点でも全国で例をみない施設でした。



現在の自然環境活用センター (戸倉公民館2階)

南三陸町戸倉地区に立地していた当センターは、平成 23（2011）年 3 月 11 日の東日本大震災による津波の影響を受け、2 階建ての建物の屋上まで水に浸かりました。志津川湾の生態研究成果をはじめ長年蓄積してきた文献や論文等の収蔵資料、湾内で採集された海洋生物の貴重な標本、研究に使用してきた機材等のほぼ全てを失いました。

令和2（2020）年2月に、戸倉公民館の2階に再建・開設され、本町の自然に関する調査・研究・教育・普及活動を行っています。また、本町の自然を対象とした研究を行う外部研究者の受け入れとその調査・研究活動の調整等も継続して行っています。

3-2 循環型社会の推進

循環型社会とは、

- 1) 製品等が廃棄物等となることを抑制すること。
- 2) 製品等が循環資源となった場合、適正に循環的な利用を行うこと。
- 3) 循環的な利用が行われない資源については適正に処分すること。

の3つの取り組みにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

循環型社会を目指すことは、将来世代へ、町の豊かな里海里山を残すことにつながります。そのため、循環型社会の推進に関わる取り組みを、重点プロジェクトとして定めます。

▶ (1) 重点施策で目指すもの

環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」令和6（2024）年p.57によると、地方公共団体に期待される役割が記載されています。具体的には、

- 1) 町民、事業者、NPO・NGO等の各主体間の連携・協働を促進するコーディネーター役として地域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムを構築
- 2) 廃棄物の適正処理の実施

の主に2点があげられており、これらを踏まえて取り組みを進めていきます。

目指すもの① 環境負荷の少ないエネルギーの導入推進

石油等の枯渇性資源の利用を抑制するため、再生可能エネルギーの導入を官民で推進します。具体的には、町民や事業者に対して、太陽光発電、ペレット・薪ストーブ、木質バイオマスボイラーの再生可能エネルギーの導入支援をします。また住宅用蓄電池への助成を検討します。なお、大規模な自然改変が必要となるような再生可能エネルギーの導入は、関係機関と連携して対応します。

関連する個別事業

▶再生可能エネルギー等の導入事業

▶住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業

目指すもの② 廃棄物の適正処理及び再利用

本町では生ごみを収集しており、引き続き、生ごみをバイオガスや液肥へ再利用します。また、林地残材等の資源の有効的な活用手法を検討します。また、廃棄物の再資源化率の向上に努めます。

関連する個別事業

- ▶バイオガス事業
- ▶液肥普及活動事業
- ▶バイオマス利活用推進事業
- ▶廃棄物の再資源化事業

目指すもの③ 各主体間の連携・協働の促進

循環型社会を町全体で目指すために、町が中心となって、町民、事業者、有識者等と連携する仕組みを構築します。町が環境に関わる取り組みを周知するため、わかりやすい情報を継続的に発信します。

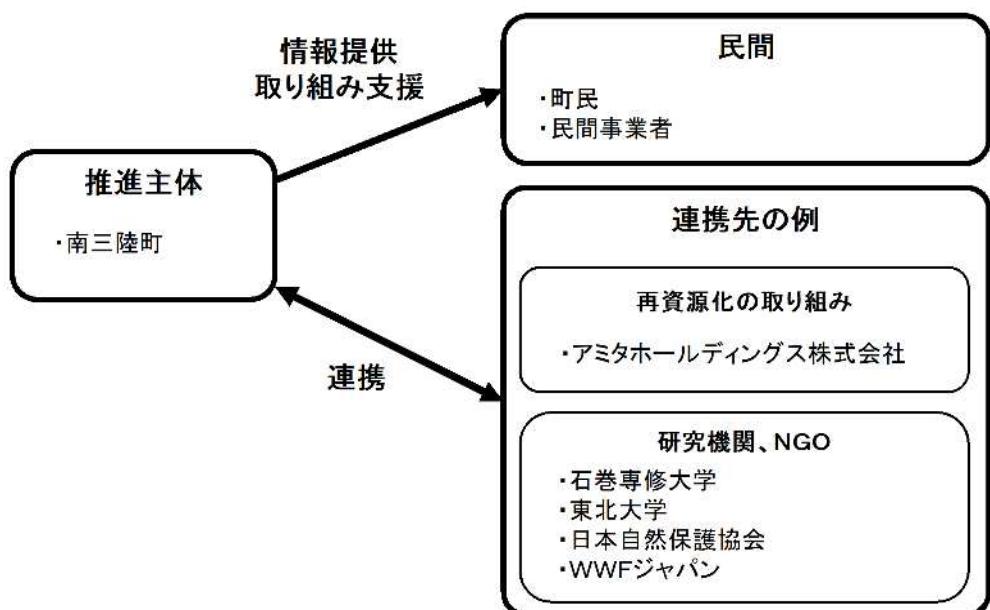
関連する個別事業

- ▶多様な主体との連携強化事業
- ▶環境関連情報の発信・周知事業
- ▶広報誌・SNSの活用推進事業

▶ (2) 実施体制

町民や民間事業者が環境に关心をもち、積極的に行動するきっかけとなるように、情報提供や補助金の助成を行います。

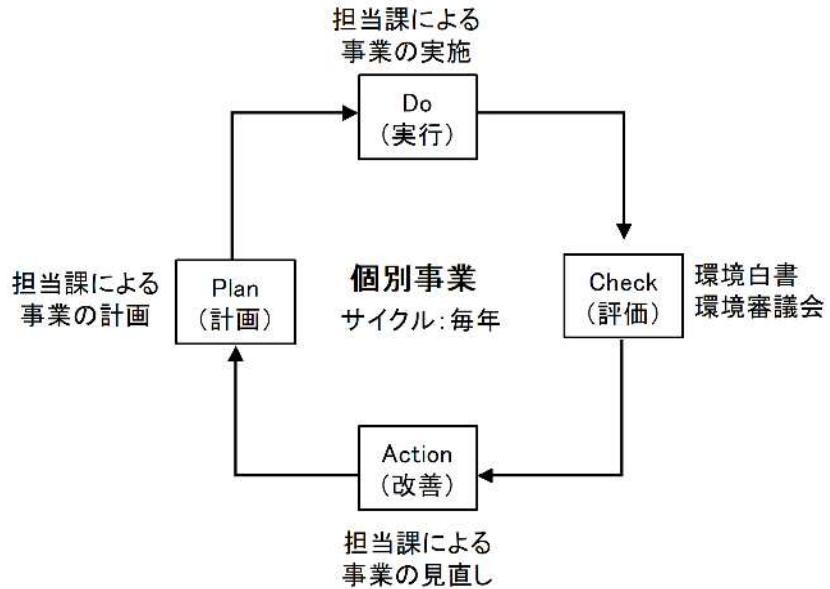
循環型社会の取り組みを更に推進するため、民間事業者や研究機関等との連携を図ります。



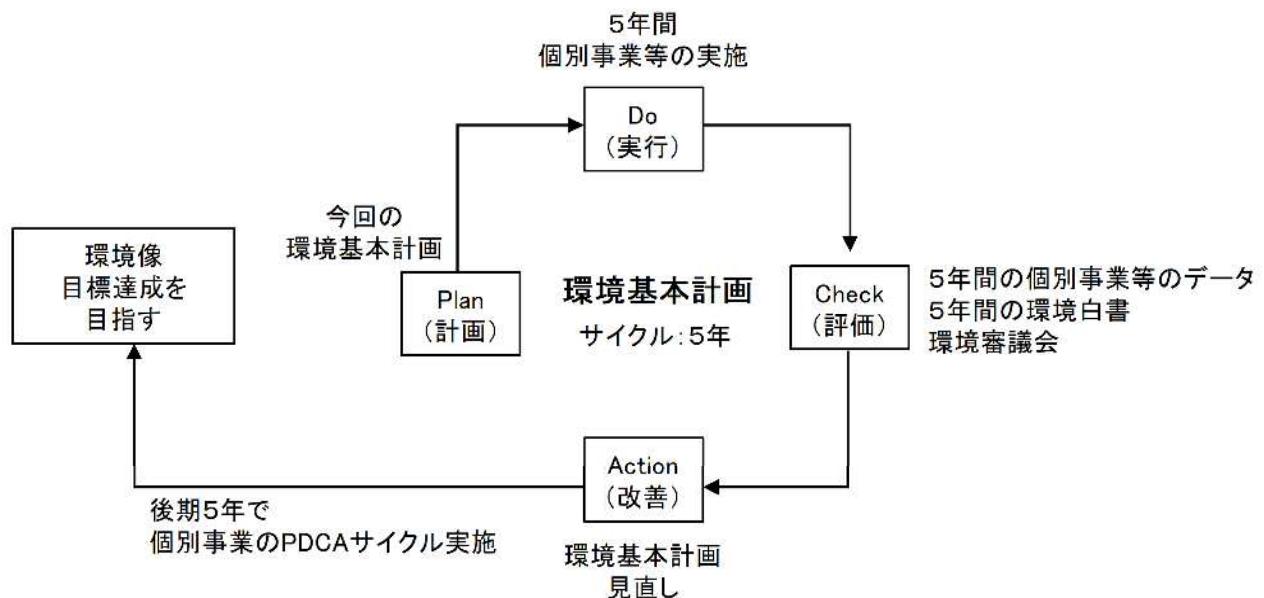
第7章 計画の進行管理

本計画の目標年度は、10年後（令和17（2035）年）とします。基本計画の環境像や基本目標を達成するために、これらを達成するための手段である個別事業等の進捗を確認し、必要に応じて見直しを行っていくことが必要です。

個別事業の推進にあたって、毎年、個別事業のP D C Aサイクルを設定します。具体的には、各個別事業の担当課が、個別事業の計画及び実施を行います。そして、本町が毎年実施する環境白書により各個別事業の実績を整理し、環境審議会で報告します。その後、担当課で改善手法を検討し、次年度の事業につなげます。



また、5年後（令和12（2030）年）は、中間年度であり環境基本計画の見直しを検討します。5年間で実施した個別事業等を町で評価し、環境審議会で報告します。そして、計画の見直しを検討します。



第2次 南三陸町環境基本計画

発 行 | 令和8年1月

発行者 | 南三陸町

編 集 | 南三陸町農林水産課

〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 101 番地

TEL | 0226-46-5528 FAX | 0226-46-5348

<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>